

10月2日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
(午前9時59分開議)

○議長（玉利道満君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（玉利道満君） 日程第1、行政報告を行います。
市長より、行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登壇

お手元に配付いたしております資料に基づき、行政報告を申し上げます。

はじめに、株式会社飯塚製作所との新たな立地協定調印につきまして申し上げます。

平成21年11月に立地協定を締結した株式会社飯塚製作所は、平成24年5月から鹿児島工場が蒲生町久末で本稼働を始めております。同社は、自動車のシートベルト用ギアやパワーステアリングなどの製造分野では、国内でも高いシェアを誇っております。このたび、事業拡大に伴うシートベルト機能部品の増産に対応するため、生産設備と検査設備を増設されることとなり、去る9月25日に、新たな立地協定を締結いたしました。

なお、新たな設備は年内に稼働する予定で、設備投資額は約2億6,000万円であり、新たに11人の雇用が創出されるとのことです。

次に、加治木地区の防災行政無線運用開始につきまして申し上げます。

加治木地区におきましては、進めておりました防災行政無線整備事業が9月30日に完了いたしました。これにより、始良地区、蒲生地区、加治木地区の全ての地区に防災行政無線が整備されたことから、災害発生時の緊急放送などを始良市全域に放送することが可能となりました。

なお、加治木地区の防災行政無線開局式を10月9日午前8時50分から、市役所本館2階防災無線室において開催し、本格運用を開始いたします。

最後に、県立体育館等の誘致に向けた県への要望についてご説明させていただきます。

この件につきましては、県において、国体開催に向けた県立体育館等の建設地のあり方が議論されていることを聞き、この構想に参画できる好機と捉えるべきか、県の政策遂行中の混乱に乗じて、知事の意を逆なですることにならないかなど、私の倫理観に照らして考えたときに迷うことはありませんでした。

一方、議会の皆様には、要望書の提出後において、一般質問で県総合体育館の誘致についてのご質問があったことから、その中で要望書を提出したことについて答弁することとしておりました。

しかしながら、質問の前日に、県からこの情報が発信され、広く報道されることとなりました。今回の経緯については、私の本意ではありませんでしたが、結果的に唐突の感があったことは否めませんので、私としても反省しているところであります。

ただ、市政の運営に当たっては、議会及び市民と一体となって推進していくことが基本であることは言うまでもないこととあります。今回の県体育館等誘致の件につきましては、今後何かの動きがありましたら、実施計画の中で議論を進めながら、議会の皆様と一体となって取り組んでいきたいと考

えております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これで行政報告は終わりました。

○議長（玉利道満君） 日程第2、議案第65号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 産業文教委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第65号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果について報告します。

委員会は、9月25日、26日、10月1日に委員全員出席のもと開会し、関係職員に出席を求め、詳細に審査しました。

本条例の改正は、国が定める幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の補助対象者の金額の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

今回の改正では、幼稚園に3人以上就園している世帯について、第3子以降の就園者の保育料が全額免除されるものですが、本市において該当者はありません。

なお、今回の条例改正にあわせて、始良市立幼稚園保育料徴収条例、第5条別表を削除し、所得区分による免除額一覧を始良市公立幼稚園保育料条例施行規則に規則委任するものです。

その理由は、国における補助対象者の金額の一部改正が毎年行われるたびに、条例改正をする必要が生じることに對し、近隣の各市において、規則による所得区分の免除額一覧を規定している取り組みを考慮したものです。

質疑に入り、特に報告するような質疑はありませんでした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に對する委員長の報告は原案可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第65号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第3、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

○議長（玉利道満君） 本案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

報告前に大変申しわけございませんけれども、字句の訂正と削除をお願いいたします。まず、5ページ、下から11行目、答弁の税務課の管理課の課を上下の下のほうに訂正をお願いいたします。

それから、もう一点、7ページ、下から6行目、この券売機は釣り銭の100円硬貨が1,000枚入り、スロールとなっておりますが、これをロール紙にかえてください。スを削除をお願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、報告させていただきます。ただいま議題となりました議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会の所管事項について、委員会は、9月25日、26日、30日に委員全員出席のもと開会し、現地調査を含め、関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その主なる経過と結果について報告いたします。

まず、総務部関係の主な概要を申し上げます。

歳入については、繰入金は、財源調整のための基金繰入金と平成24年度の事業精算に伴う特別会計繰入金です。繰越金は、財源不足に対応した調整額の計上、市債は、平成25年度発行可能額決定による減額補正です。雑入は、4月1日付で解散した县市町村職員厚生会の精算金と県に派遣していた職員の人件費相当分の計上です。

歳出について申し上げます。

人件費につきましては、6月に改正した、職員の給与の特例に関する条例に基づく給料等の減額と4月1日付で人事異動等による補正が主なものであります。

また、自治公民館の譲渡に向けた修繕費等の経費の計上、市税等の延滞金利率の改正に伴う滞納整理システムの改修費の計上、防災対策においては、始良地区の防災無線の中継局である中牧中継局の老朽化に伴う蓄電池整備費の計上と、平成26年度に新築移転する始良警察署との連携に必要な移動系防災無線設置のための委託料の計上が主なものです。

議会費についても報告いたします。

議会費135万4,000円は、人事異動に伴う増額補正です。特に報告するような質疑はありませんでした。

次に、総務課について報告します。

歳入につきましては、予算書15ページ、雑入で、主たる事業であった互助年金事業の終了に伴い、

鹿児島県市町村職員厚生会解散精算金284万1,000円、始良市社会福祉協議会派遣職員人件費50万円、県派遣職員人件費600万円です。

歳出につきましては、予算書18ページ、一般管理費の一般管理職員の人件費850万円と職員人事管理事業13万円です。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、歳入の始良市社会福祉協議会派遣職員人件費50万円、県派遣職員人件費600万円と歳出の派遣職員給与負担金850万円について説明せよ。答弁、社会福祉協議会と人事交流を行っており、派遣元が支払う分と派遣先が支払う分があります。給料・期末手当等は派遣元である市が負担します。勤勉手当・児童手当拠出金は、派遣先である社会福祉協議会が負担すべき旨、法で規定してありますので、それに伴う分が合わせて50万円となります。

また、県と相互に人事交流を行っていますが、本市から始良伊佐地域振興局建設部土木建築課に派遣している職員1名分の人件費600万円の受け入れと県から受け入れている社会福祉課長補佐の人件費850万円を計上したものです。

秘書広報課について報告いたします。

今回の補正は、6月5日に開催された全国市長会において、全国市長会財政委員会評議員に市長が選出されたことに伴う年3回の東京までの旅費、全国高速道路建設協議会（スマートインター関係）への市長代理として建設部次長出席の旅費、渋谷おはら祭りへの参加にかかる旅費及び本市への寄附者との協議に伴う旅費の不足分の補正42万5,000円です。

特に報告するような質疑はありませんでした。

次に、財政課について概要を報告します。

まず、財政調整基金繰入金について申し上げます。今回の補正では、歳入における平成24年度の事業精算に伴う特別会計からの繰入金の追加、歳出における人件費の大幅な減額などがあり、一般財源を減額する補正となりました。財源調整として当初予算に8億9,000万円を計上し、財政調整基金繰入金を9,000万円減額して対処するものです。

次に、財政調整基金の積み立て状況について申し上げます。

平成24年度末現在高は32億5,240万円で、平成24年度決算剰余金による積立金7億円と、当初予算に計上した利子積立分200万円を加え、今回の補正後の繰入金8億円を差し引くと、9月補正後における平成25年度末現在見込み額は31億5,440万円になります。

前年度繰越金について申し上げます。

平成24年度の決算による平成25年度の前年度繰越額は6億8,995万3,000円であり、今回の補正後の額を差し引くと、繰越金の留保額は4億167万2,000円となります。

次に、臨時財政対策債について申し上げます。

臨時財政対策債は、国税5税の減少により、国の交付税特別会計において、財源が不足した場合、国と地方が折半して補填し、地方の補填分については地方債発行で対応します。臨時財政対策債は、例年8月に発行可能限度額が示されます。本年度はその算定方法に一部変更があり、当初予算に比較して、低い発行可能限度額が示されたので、今回減額補正とするものです。

歳出について申し上げます。

財政職員人件費1,060万5,000円の減額は、職員の給与の特例に関する条例に基づく給料などの減額及び人事異動などによるものです。平成25年4月から財政係1名減の8人体制となりました。財産管理費の修繕料は、始良地区の池島町、錦江団地、みさと台自治会へ公民館譲渡を行うためのものです。

一自治会50万円の予算の範囲で、要請のあった箇所は修繕をして、土地・建物ともに譲渡します。これは、他の自治会との均衡を保つこととあわせ、普通財産の利活用策の一環として実施するものです。譲渡対象の自治会においては、地縁団体等の手続が済み次第順次譲渡しています。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、財政職員が9人から1名減になったということだが、当初予算のときは想定していなかったのか、また、職員の健康や業務に支障はないのか。答弁、人件費は1月に予算を組みます。人事の想定は2月から3月にするため、当初予算では9人で予算計上し、9月補正で対応しています。4月1日付で、財政係を1人減ということで対応し、メリハリをつけて業務をしています。

質疑、錦江団地、池島町、みさと台の自治会は、修繕をして建物と土地、全て譲渡になるのか。答弁、25年度に建物の譲渡を行う予定です。土地につきましては、境界を確定してからでないと、後々問題になりますので、今年度は予定していません。

次に、税務課について申し上げます。税務総務費の税務課職員人件費の減額は、4月と7月の人事異動と給与減額によるものです。今回の人事異動で税務課職員5名減、収納管理課職員4名増となっています。

税務一般管理費の126万3,000円は、育休・産休による職員減のため、長期・短期臨時職員の人件費です。

収納対策事業の委託料は、平成26年から適用される延滞金の利率変更に伴うシステム改修費です。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、税務課職員5名減で、収納管理課職員4名増は、滞納対策に対応するための職員配置か。答弁、税務課の管理係で行っていた現年度分の徴収を、収納管理課で行うようにしたために、4名を税務課から収納管理課に移したものです。

次に、危機管理課について報告します。

人件費については、人事異動に伴う増額及び減額をするものです。節11需用費は、蒲生地区同報系防災行政無線操作卓マイク不良による交換費用と始良中牧中継局蓄電池破損による交換費用です。

節12役務費は、加治木地区デジタル同報系防災行政無線整備に伴う本庁舎と消防本部、本庁舎と加治木総合支所を結ぶ遠隔制御装置起動専用回線使用料と消防指令卓とデジタル防災無線内蔵防災サーバー起動専用回線使用料です。

節13委託料は、始良警察署新築移転に伴う非常用の通信手段として、移動系防災行政無線設置委託料です。

質疑の主なものを申し上げます。始良警察署新築移転に伴う非常用の移動系防災行政無線設置委託料について説明せよ。答弁、災害時に普通の電話が繋がらないということが想定されることから、無線機の設置が必要と考え、移動系の無線を新築する始良警察署に置くことにしました。設置する無線は、半固定型と遠隔制御装置となることから、製品化した装置を設置するための委託料となりました。

次に、企画部について報告します。

歳入の県委託金は、統計調査委託金181万8,000円で、交付金決定通知に基づく増額補正であります。

歳出は、企画費の人件費の増額155万8,000円です。統計調査総務費は、人件費の減額88万1,000円です。人件費の増額及び減額は、4月1日付の人事異動に伴う減額補正と職員の給与の特例に関する条例に基づく給与などの減額によるものです。

委託統計調査費は、調査員報酬の増額182万7,000円です。県年齢別人口移動調査事業、住宅・土地

統計調査事業、統計調査確保対策事業の交付金交付決定に基づく増額によるものです。

地域政策課について申し上げます。

一般管理費の自治会活動等支援事業は、補助金の増額で、自治公民館建設事業補助金18万3,000円です。

商工観光課について申し上げます。

商工総務費は、人件費の減額と消費者行政活性化事業、市民課分31万1,000円です。観光費は、観光開発審議会報酬費の増額7万円です。

質疑の主なものを申し上げます。観光開発審議会で具体的にはどのような事案・提案がなされたのか。答弁、観光基本計画の策定に伴いまして、重要事項を審議いたします。その中でいろいろなデータ収集やアンケート調査を受けて、始良市の状況を分析し集約したりします。

次に、加治木総合支所地域振興課について報告します。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う増額補正と条例に基づく給与等の減額によるものです。庁舎維持管理事業44万3,000円は、保健センター相談室の空調機が故障したために、新たに取替えるための補正です。

予算書37ページ、公衆浴場費、節、備品購入費、龍門滝温泉維持管理事業63万円は、温泉入浴券自動券売機の故障による新しい自動券売機の購入費です。

質疑の主なものを申し上げます。質疑、故障してからは券売機をリースしていたということだが、リース料は幾らか。大型の券売機に決めた理由は何か。答弁、リース料は、月1万2,600円になり、63万円で割ると4年2か月分ということで、購入したほうが割安になるため今回計上しました。この券売機は、釣り銭の100円硬貨が1,000枚入り、ロール紙の取替えや盗難防止の観点から決定しました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託された議案は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○29番（森川和美君） お尋ねいたします。委員長報告のこの5ページでございますが、質疑で錦江団地、池島、みさと台の自治会は、修繕をして建物と土地全て譲渡になるのかということに対して、答弁が、25年度に建物の譲渡を行う予定です。土地につきましては、境界を確定してからでないとならぬと後々問題になりますので、今年度は予定していませんという報告でございましたが、この境界を確定してからでないというところなんです、市の財産で土地等の境界が確立していないということは、どうということなのか。そこらあたりが議論になったのかどうか。

それと、さらに税務課職員の5名減のところ、収納管理課職員4名増は滞納対策に対応するための職員配置ということのお尋ねで、そういうことだということなんです、これは、一時的な措置になるのかどうか、そこらの議論があったのかどうか。

最後に7ページなんです、執行部のほうの説明の中で、庁舎維持管理事業、加治木総合支所の問題です。43万3,000円、保健センター相談室の空調機が故障したため、新たに取替えるための補正

ですということなのですが、このことについて、加治木総合支所、あるいは蒲生総合支所は予算を持たないためにこういうことになると思っているんですが、そこらあたりの議論というのはなかったのかお知らせを願いたいと思います。

○総務常任委員長（上村 親君） まず、1点目の建物譲渡を行う予定で、あと土地につきましての境界なんですけども、議員もご承知のように、今現在建っているところは始良市の市有地です。そのほかに私の私有地があると思いますので、その境界の設定をしないといけないということで説明を受けております。

それから、2点目の収納管理課の4名増は、期間はということでございましたけれども、この期間については、審議の対象になっておりません。

それから、あと3点目の庁舎維持管理事業の44万3,000円なんですけども、今回20年目を迎えてもう老朽化しているということで修理をしても、新しく取りかえても金額は変わらないと。原因は雷だったということで説明を受けております。ちなみに、これは、3つの部屋がございますけれども、3つの部屋に1個ずつついていきますので、3台全部取りかえということでございます。

以上で終わります。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○24番（堀 広子君） 先ほど、今森川さんのほうからも質疑がございましたけれども、税務課職員が大幅に減らされた、そのことよっての税務課の対応の仕事の対応に対しまして議論はなかったもののでしょうか。窓口の対応に追われて大変な状況だというふうに聞いておりますけれども、トータル的には税務課の仕事が1人減らされることになるのではないかと思います、いかがだったでしょうか。

○総務常任委員長（上村 親君） 業務なんですけれども、新しいシステムになりまして、確定申告とか、そういう忙しい時期は、その新しいシステムを活用しながら乗り切っていきたいというふうなことでございました。あと、収納管理に行った4名は、滞納繰越し等をする人事ということで説明を受けております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○24番（堀 広子君） 総合支所の税務課におきましては、今でさえ、税務の窓口の対応が大変だということで、本来の仕事が残業しなければならない状況にあるというふうに聞いております。そういう意味では、今おっしゃったようなことも活用されるかと思っておりますけれども、トータル的に減になるということは、応援体制ができるのかなということも含めて心配するところです。答弁はよろしいです。そういった現状であるということをお報告しておきます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○2番（笹井義一君） 1点だけ質疑をいたします。

3ページの秘書広報課のところでございますが、今回、市長が全国市長会財政委員会評議員に選出されたと。これに伴う年3回東京までの旅費ということで、ここに予算が補正が組まれているようでございますが、基本的には、全国市長会がこの旅費は負担するのではないかと思うのですが、これを出席される始良市がそれをもっていくことはどうも腑に落ちないわけです。その辺は質疑とか、そういう議論にはならなかったんでしょうか。

○総務常任委員長（上村 親君） 旅費の計上でございまして、その中身については議論になっておりません。まことに申しわけございません。

○議長（玉利道満君） ほかに質問ありませんか。

○23番（里山和子君） この保健センターの空調機のことですが、加治木のほうで雷によって何か空調機を取りかえたのは大分前だったように思うんですけども、この保健センターだけ置いておかれて、今回の補正になったんでしょうか。そのあたりはいかがでしたか。

○総務常任委員長（上村 親君） 今回は全くその別だったと思いますけれども、雷によって3台ともだめになったと、老朽化もしておいたためにということの回答でございました。
以上です。

○議長（玉利道満君） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登壇

引き続き市民福祉常任委員会の審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は、9月25日、27日に委員全員出席のもと開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をいたしました。

今回の補正予算の中には、東日本大震災に伴い、国へ準じて必要な給与減額措置を講じた職員給与の減額と人事異動による人件費が計上されています。

なお、人事異動に伴い健康増進課と児童福祉課でそれぞれ1名の増員となっています。

まず、市民生活部の主なものについて申し上げます。

戸籍住民基本台帳費は、戸籍副本データ管理システムを構築するための委託料405万3,000円が主なものです。戸籍は正本を市町村に備え、副本を管轄法務局に保管することになっていますが、災害により、両者のデータが完全に消滅することを防ぐため、国が戸籍副本データ管理センターを全国に2か所設置し、全自治体のデータを格納しようとするものです。今回必要経費が具体的になったため当初

予算で計上した50万円を差し引き計上したものです。

次に、商工総務費の減額補正861万5,000円のうち31万1,000円は、消費者行政活性化事業として、出前講座等で使用する啓発用資料作成に要する経費が主なものです。財源は県支出金を充当するものです。

次に、国民健康保険費のうち、賃金60万円は、産休代替職員として、長期臨時職員にかかる賃金の計上です。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

市民課、質疑、戸籍副本データ管理システム構築事業で、センターを全国2か所に設置することのだが、どこに設置されるのか。答弁、西日本地区は北海道に、東日本地区は関西圏に格納されることになっていますが、戸籍はプライバシーにかかる重要な書類であり、セキュリティの関係から非公開になっていますので、具体的には示されておりません。

保険年金課、質疑、産休職員にかかる人件費の減額はあるのか。答弁、職員の産前産後の休業の給与は保障されていますので減額はありませぬ。

次に、福祉部の主なものについて申し上げます。社会福祉総務費のうち、賃金72万円は、職員の育児休業取得に伴う代替長期臨時職員の賃金の計上です。

次に、児童福祉総務費の補正808万円は、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査にかかる委託料219万円が主なものです。これは、国が平成27年4月実施に向けて進めている子ども・子育て支援制度に伴い、市の子育て支援事業計画を策定するための子育て家庭へのニーズ調査に要する経費の計上です。

次に、母子父子福祉費の補正218万円は、母子家庭自立支援給付事業の扶助費320万円が主なものです。この事業は、母子家庭の母が就職に有利で、生活の安定のために資格の取得を促進するため、高等技能訓練受講期間に支給するものです。今年度は3人を見込んでいましたが、利用者が5人となり、今後さらに増加が見込まれることから、不足額も見込み計上するものです。財源は、国庫支出金と一般財源をあわせ充当します。

次に、児童福祉施設費の補正1,838万6,000円は、保育士等処遇改善臨時特例事業にかかる経費2,495万6,000円が主なものです。この事業は、今年度の新規事業で保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育所への資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めることを目的としています。財源は、国庫支出金を充当します。

次に、社会福祉施設費の補正7,620万円は、介護基盤緊急整備事業補助金で、地域密着型介護事業所の施設整備と開設準備経費を補助するものです。今年度、建昌小校区に認知症高齢者グループホーム1施設と錦江小校区に小規模多機能型居宅介護事業所1施設が整備されます。財源は県支出金を充当します。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

社会福祉課、質疑、職員の育児休業取得に伴う代替長期臨時職員の賃金は、月何日勤務して、日額幾らになるのか。答弁、長期臨時職員になりますので、職員と同じように、土日、祝日を除いた勤務日数で月額12万円になります。

児童福祉課、質疑、住民意識調査事務委託料219万円は、アンケート調査費用とあるが、対象者数とアンケートの内容を示せ。答弁、始良市内のゼロ歳から小学校4年生までが、現在4,460世帯あります。このうち2分の1の2,000世帯強を調査したいと考えています。なお、アンケートは40問程度

の設問を予定していますが、内容としては、国が示している基準的なものでは、家族の状況や子育て環境の状況、保護者の就労状況や夏休みなどの長期休暇時の過ごし方等を調査する予定です。年度内には、アンケートの調査結果を準備したいと思っており、それをもとに子ども子育て会議等で議論していただく計画です。

質疑、母子家庭自立支援事業の給付内容の説明を求める。答弁、基本額は、課税世帯で月額7万500円、非課税世帯で10万円になります。なお、年度途中で課税世帯から非課税世帯になられた方には、差額分として2万9,500円を給付します。現在、言語療法士1名、看護師4名が資格取得のために勉強をされています。その他介護福祉士や保育士も給付の対象になります。

質疑、扶助費で、職員処遇改善に取り組む私立認可保育所へ助成するが、事業内容の詳細説明を求める。答弁、今年度の新規事業です。現在、市内には認可の私立保育所が13保育所あり、常勤・非常勤合わせて310人の方が勤務されています。金額は、4月1日現在と10月1日現在の園児数によって国が定めた基準により決定しますが、その額と保育所側の負担で保育士の処遇改善を図っていくというものです。

質疑、この措置費が、実際保育士の処遇改善に使用されたのかの検証はどのように行うのか。答弁、この事業が終了する来年3月に提出される実績報告書の中で常勤職員や非常勤職員に対して行った賃金改善について報告するようになっています。

質疑、この事業は単年度事業であるが、2年目以降はどうなるのか。答弁、この事業は、平成26年3月31日までの事業になっています。来年以降については、まだ示されていません。

質疑、園に対する説明は行っているのか。答弁、この事業に取り組まれる市内の13か所の私立認可保育所には、改善計画表をもらっており、説明をしています。

質疑、無認可保育所は適用されないのか、また、無認可保育所の改善等については、このような事業はなかったのか。答弁、この事業については認可保育所のみが対象になります。無認可保育所に対する改善事業は現在のところありません。

長寿・障害福祉課、質疑、この施設はどこが整備するのか。答弁、認知症高齢者グループホームについては、医療法人健育会が、小規模多機能型居宅介護事業については、特定非営利法人ケアネット始良が整備します。

質疑、認知症の高齢者グループホームが1施設と小規模多機能が1施設、合わせて27床になるが、認知症待機者対策はどう考えるか。答弁、介護保険サービスについては、3年間で1単位として事業計画に基づいて行うこととなりますが、現在、平成24年度から26年度までの第5期の事業計画中です。平成24年4月事業開始の認知症グループホームの重富の里、24年度に始良ニュータウンに西始良ほほえみ、加治木の柁城小校区で、共生ホームよかあんべ、そして、今回の認知症グループホーム1か所、小規模多機能が1か所、全部でグループホームが3か所、小規模多機能が2か所、この計画中にできています。今後は、平成27年度からの第6期事業計画を26年度に策定しますので、その中で、実態調査の結果等を含めて決定をしていきます。ただ、介護保険料との兼ね合いもありますので、事業計画の中で位置づけていこうと考えています。

質疑、認知症高齢者と施設入所との関連については把握しているか、また、待機者は何人か。答弁、認知症のグループホームについても、特別養護老人ホームと同様に複数の申し込みが可能です。平成24年8月の県への報告では、待機者が市内事業所13か所で86人と報告しています。この86人は、それぞれの事業所に複数申し込まれた方もいますので、延べ人員ということでご理解ください。

質疑、施設設備については、高齢者社会を迎えているいろいろな法人が開設しているが、始良市の施設の選考委員会のメンバーと内容はどうなっているか。答弁、介護保険等運営推進協議会の委員は、社会福祉協議会長、民生委員長、自治会連絡協議会会長、医師会代表、各施設の代表者など20人です。選考方法は、介護保険の事業計画の中で整備すべき施設についてサービスごとに、また、事業計画年度ごとに指定の枠を決めます。本市の場合は、年度当初に、市報やホームページで募集を行い、応募いただいた各法人の代表者等によるプレゼンテーションもを行い、運営推進協議会の委員に選考していただくという方法をとっています。

質疑、各施設をどこに開設するかを決めるのはどこか。答弁、介護保険事業計画の中で3年間分のサービス量の見込みを運営推進協議会の中で協議していただくことにしております。

質疑、県などへの申請関係はどのようになっているのか。答弁、特別養護法人ホームは、平成18年から国から県への権限移譲で県の指定となっています。県の支援計画については、県とのヒアリングにおいて各市町村の計画を一本化したものですので、県との協議により行っていくこととなります。

質疑、施策を進めるには待機者の実数を把握すべきであると思うが、どうか。答弁、平成27年度からの第6期事業計画策定のために実態調査をするように進めています。あわせて事業所からの要望等も調査しますので、その中で調査したいと思います。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、1、交付税関係により、職員給与への減額がされている。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民福祉常任委員会の所管事項については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） 次に、産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

ただいま議題となりました平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業文教常任委員会に付託された所管部分の審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は9月25日・26日・10月1日に開会し、関係職員に出席を求め、現地調査を含め、慎重に審査を実施しました。

農業委員会、予算書40ページ、農業委員会費は、人件費のみの計上であり、特に報告するような事項はありません。

次に、農林水産部に関する歳入・歳出の主なものについて説明します。

農政課、予算書40ページ、農業振興費130万円の補正は、新規就農者にかかる就農奨励金20万円の2名分と営農奨励金月額5万円の6か月分を3名の新規就農者に助成するものです。農業施設費の100万円は、農政課で管理する農業施設の修繕費と辺川多目的集会施設の修繕料の計上です。辺川多

目的集会施設は、建築後26年が経過しており、屋根瓦の破損により、一部で集会室内に雨漏りがするようになっており、早急な対応が必要となっています。雨漏り部分の瓦を取りかえ、屋根瓦全体を洗浄後、塗装するための経費の計上です。

耕地課、予算書41ページ、農地費の委託料1,829万2,000円は、松原海岸の護岸の土砂除去や草刈りを行う海岸保全施設維持管理委託料、蒲生地区米丸に導入する新規事業の経営体育成基盤整備事業計画書策定委託料、加治木地区の農村振興総合整備事業地内にある宅地予定地の土砂除去・用地測量業務の委託料が主なものです。

予算書62ページ、現年耕地災害復旧費のうち、工事請負費154万円は、漆地区と船津地区の農地公共災害に要する経費の計上です。

林務水産課、予算書43ページ、造林事業費439万1,000円は、公団造林整備事業委託料で、加治木地区の明照ヶ岡団地作業道の改良と、蒲生地区の梅木場団地の作業道新設に要する経費です。

予算書62ページ、現年林道災害復旧費のうち、工事請負費562万4,000円は、林道飛野線ののり面崩壊箇所の災害復旧を行うものです。

歳入の主なものは、予算書7ページ、災害復旧費分担金は、耕地災害復旧事業にかかる事業費の20%分の受益者分担金の計上です。

予算書10ページ、県補助金は、水産関係補助金と農林水産施設災害復旧費の補助金の計上です。

予算書11ページ、県委託金は、海岸保全施設維持管理にかかる委託金の計上です。

予算書15ページ、雑入は、公団造林整備委託金の増額に伴う補正額の計上です。

質疑の主なものについて申し上げます。

農政課について、質疑、新規就農者就農奨励金について、年度の途中から妻の就農により増額された世帯があるが、就農の基準を示せ。答弁、年度途中から妻の就農により増額された世帯については、昨年夫が就農した後、ことしになって妻が仕事をやめて就農したことに伴い支給するものです。また、同一世帯で同じ経営体ということで、奨励金も継続での支給となっています。

次に、耕地課について。質疑、農地災害について、受益者負担が20%だが、激甚災害に指定されるように何か働きかけは行っているか。答弁、激甚災害については、そのときの降雨量や気象状況によりますので、県へは激甚災害に認められないかという確認はしています。また、それ以外でも、受益者負担を減らすよう努力を行っています。

質疑、経営体育成基盤整備事業計画策定委託料について内容を説明せよ。答弁、経済効果計画と活性化計画を策定します。経済効果計画策定に400万円を計上し、事業することによる効果を調査するものです。活性化計画策定については306万円を計上し、事業することによって、担い手の方の就農面積をふやし、また、認定農業者をふやすという調査をすることになります。26年度に、国、県のヒアリングを行い、法手続に入ります。平成27年度に事業採択、28年度工事着手、31年度に完了の予定となっています。

次に、林務水産課について。質疑、明照ヶ岡団地作業道及び梅木場団地作業道について説明せよ。明照ヶ岡団地作業道が、旧加治木町の土地が、旧溝辺町の県民の森の近くにあり、その土地が公団造林となります。そこに、現在2mの道路がありますが、3mに拡幅してトラックが通れるようにします。また、梅木場団地作業道は、旧蒲生町白男の新留トンネルと旧入来町との境に隣接する公団造林に新しく道路を開設することになります。盛土が多いので、550mのうち400mについては、丸太組み工法という方法で盛土が流出しないように施工します。

次に、教育部にかかる補正予算の主なものについて申し上げます。

教育総務課、予算書56ページ、教育総務事務局費のうち、旅費39万7,000円は、平成25年4月1日に学校教育課へ異動してきた県職員3人分の赴任旅費の計上です。6月補正に間に合わず、今回計上されたものです。

学校教育課、予算書57ページ、教育振興費685万6,000円の増額補正は、本年度の私立幼稚園就園奨励費補助金国庫補助限度額の一部改正で、所得区分による4段階の補助金が2,000円から3,000円ほど増額された影響と、始良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく申請者がふえたため増額するものです。

社会教育課、予算書58ページ、社会教育総務費、芸術文化振興事業25万円の増額補正は、平成27年度に開催予定の第30回国民文化祭・かごしま2015の準備、運営及び実施のために、本年度中に設立する「始良市国民文化祭実行委員会」の事務経費を助成する補助金の計上です。国民文化祭・かごしま2015は、「本物。鹿児島県～文化維新は黒潮に乗って」～をテーマに、主催事業が、平成27年10月31日から11月15日までの16日間、鹿児島県内各地で開催されます。始良市では、太鼓踊り、白銀坂・龍門司坂・掛橋坂の3坂の歴史の道、詩吟・邦楽演奏をテーマに3事業を実施予定とのことであります。

予算書59ページ、文化財費のうち委託料の森山家住宅庭園管理委託料10万円は、平成24年度末に市に寄贈された森山家の庭園剪定等委託料の計上です。森山家は、島津斉彬公が推し進められた集成館事業に参画し、磯から移設した鋳物作業場が国登録有形文化財になっています。敷地内には登録有形文化財の建造物3件、指定文化財3件があり、今後の活用について委員会を設置して検討するということです。

同じく文化財費の始良市誌史料集刊行事業の増額補正は、第2巻（加治木編）と並行して、来年度刊行予定の第3巻県指定文化財蒲生仮屋文書の解説作業に長期間を要するために、本年度から解説作業に取り組むための補正です。

保健体育課、予算書60ページ、体育施設費の増額補正249万8,000円は、始良体育館運動施設にあるエアロバイク3台を含む5台の運動器具が利用頻度に伴う劣化により修繕が必要となっており、また、野球場のバックネット側にカーテン式ネットを設置する委託料と野球用バッティングゲージ1台の備品購入費の計上です。既存のものとおわせて3台のバッティングゲージが整備されます。

学校給食費の需用費47万4,000円の増額補正は、加治木学校給食センターのコンテナプール入りロドア及び有圧換気扇、物資運搬作業台の修繕料30万円と蒲生学校給食センターの検収室自動ドアの修繕料17万4,000円の計上です。

歳入について申し上げます。

予算書9ページ、教育費国庫補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金141万7,000円は、国庫補助限度額の一部改正で、所得区分による4段階の補助金が増額された影響と、申請者がふえたことによる国庫補助率3分の1に対する増額補正です。

質疑の主なものについて申し上げます。

教育総務課について、質疑、学校教育課へ異動してきた県職員3名とあるが、配置はどうなっているか。答弁、学校教育課の学校指導係に2人、松原なぎさ小学校の担当として1人入りました。

次に、学校教育課について、質疑、幼稚園就園奨励費補助金について、所得割21万1,200円とは収入がどれくらいになるのか。答弁、市民税の所得割となりますので、21万1,200円の場合は、収入は

約500万円程度となります。

次に、社会教育課について、質疑、森山家住宅は公開等されているのか。答弁、来年度から実施計画にのせて整備をしていくこととなります。観光的な拠点としても利用していくことになると思います。

質疑、古文書解読はどのような方が解読するのか。答弁、顧問の先生と委員の先生といらっしゃる。委員の先生で、歴史民俗資料館の元館長と黎明館の元学芸員の先生に主に見ていただきます。

次に、保健体育課について、学校給食職員は何人いるか。答弁、加治木の給食センターは、センター長1人、事務職員1人、栄養教諭が2人、給食の配送と調理は伊田食品に委託しています。蒲生の学校給食センターは、所長が1人、事務職員1人、栄養教諭が1人、長期臨時職員が5人、短期臨時職員が4人です。配送は、大新東株式会社というところに委託しています。9つの学校で行う自校方式では、市の職員が9人、長期臨時職員が23人、短期臨時職員が10人となっています。

質疑、給食で始良市の野菜と米の使用率が低いようだが、どうなっているのか。答弁、平成24年度の調査実績として、野菜は始良市産で、単独校11.3%、加治木給食センター33.3%、蒲生給食センター22.4%となります。ほとんど始良市産を含む県内産となります。米については、始良市産で、単独校1.7%、加治木給食センター29.5%、蒲生給食センター4.4%となります。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）うち、産業文教常任委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○23番（里山和子君） 17ページの上のほうですが、学校教育課の学校指導係に県の職員が来られたということで、学校指導係に2人、松原なぎさ小学校の担当として1人入りましたというふうにあるんですけども、これまでこの県の職員が学校指導係に来られていたのかどうかということと、どういふことを県から来て特に指導されるのかということと。それから、なぎさ小学校の担当はどういふことをなされるのでしょうか。そのようなことが議論になっておりましたらお知らせください。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） これまで配置されていたかどうか、そのあたりは議論にはなっておりませんが、この松原なぎさ小学校の担当となられましたこのお1人の方は、松原なぎさ小学校の開校のための準備で、校歌とか、あといろんなその準備作業に従事されるということがありました。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○5番（田口幸一君） 同じく17ページの学校給食センターの件についてご質疑申し上げます。

この加治木の給食センターに栄養教諭が2人、それから、蒲生の学校給食センターに栄養教諭が1人配置されているということですが、これは、多分県費だと思うんですが、この栄養教諭の加治木が2人、蒲生が1人、このことについて何か委員会の中でどのような資格の方が配置になったという、そ

う質疑、討論がありましたか。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） ただいまの質疑にお答えします。

具体的にはそういうやり取りはございませんでした。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

引き続き建設水道常任委員会に付託されました議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）の審査の経過と結果を報告します。

委員会は、9月25日、26日、27日、30日、10月1日の5日間開会し、部長以下担当職員の出席の求め、現地を含めて審査いたしました。

建設部について報告いたします。

まず、歳出予算について申し上げます。

各課の人件費につきましては、人事異動と職員の給与の特例に関する条例に基づく給与等の減額によるものです。

道路新設改良費では、桜島サービスエリア・スマートインターチェンジ利用促進出会報償費19万2,000円と、失業対策事業などにより施工した道路改良に伴う未買収地の土地購入費700万円の計上です。

橋りょう維持費では、橋りょう長寿命化修繕計画による白男橋及び蔵王橋の維持工事費2,800万円の計上です。

公園費では、公園維持管理事業費の船津公園の刈払機購入にかかる備品購入費13万6,000円と公園整備事業の総合運動公園多目的広場の防球フェンス設置にかかる工事請負費1,950万円の計上です。

次に、現年土木災害復旧費では、平成24年度及び25年度に被災した公共土木施設災害復旧工事の工事請負費660万円及び時間外勤務手当30万円の計上です。

次に、歳入補正について申し上げます。

歳入につきましては、国庫負担金、国庫補助金、市債及び一般財源を充当しています。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

土木課、質疑、白男橋のどこを補修するのか。答弁、橋りょうの長寿命化計画の診断で、白男橋は健全度が非常に低いという結果が出ており、橋台と橋脚のひび割れ補修、橋面の補修・防水・舗装・地覆の改修、高欄のつけかえ工事を行います。

質疑、ということは、拡幅も歩道もそれには加わっていないということか。また、将来的に架けかえはあり得ないということか。答弁、拡幅、歩道設置ということではありません。現段階の計画では、橋りょうの長寿命化修繕計画ということで、架けかえではなく修繕を市内の全橋で行っていく計画です。交通形態が変わって、橋りょうの新設、架けかえ、拡幅をしないといけない状態になったら、そ

ういう計画をすることになると考えます。

質疑、蔵王橋の200万円というのはどういう工事か。答弁、当初500万円を計上していましたが、橋台と橋をつなぐ伸縮継手が壊れており、これを取りかえる工事にかかる費用が足りなかったため、今回追加で工事発注する計画としています。

都市計画課、質疑、多目的広場に防球フェンスを設置する目的は何か。答弁、現在、この広場は野球場や陸上競技場を利用する人たちのウォーミングアップの場になったり、いろいろな球技やイベントが行われていますが、野球やサッカーのボールが体育館の通路のところに飛び出して危険だということで、防球ネットを設置することとしました。

質疑、フェンスの計画はいつごろ、どういった形で要望が出て、危険度が高いということになったのか。答弁、今回、屋内練習場をつくったりして、合宿なども受け入れ、利用度を高めようということで、総合運動公園を整備していますが、それにあわせて、多目的広場が野球等で使われる頻度が高くなるということを考え、指定管理している始良スポーツクラブ等からの要望なども聞いて、野球場や体育館周辺は人通りが多いことから、ボールが飛び出してくることを考慮して計画しました。

質疑、合宿を誘致しようとするのが話題になっているが、合宿を含めて、この運動公園をどう生かしていくか、運動公園自体のあり方も含め、大きな観点から方針を出す必要があるのではないか。答弁、基本的には、総合運動公園は、始良市民のための施設なので多目的利用施設の利用形態の変化が危惧されるため、構想的には、第2多目的広場整備と駐車場の整備も視野に入れて検討しています。ただ、経済効果がある宿泊施設がないということは、合宿誘致に関する一番のネックであることは事実であるが、公園施設内でのキャンプと調理施設等の設置については現在のところ考えていません。総合運動公園は、市民のスポーツ振興に帰するのが一番だと感じているところですが、県の大会とか野球とかいろいろ球場が使われ、認知度は高くなっています。もう一つ、合宿については、利用の一番少ない時期2月の受け入れで、希望が多くなればうれしいことで、少なければ誘致ができるように徐々に整備をして、フル活用できる総合運動公園・施設であってほしいと感じています。今回の補正につきましては、当初予算で組んでいるのを補完する施設として、合宿予定者等からご希望をお聞きし、常日ごろの安全性を期するためにも今回同時に整備したいということで計上しました。

それと、今後の全体的なことについては、陸上競技場の芝生化と多目的広場も人工芝化しようということ、日本サッカー協会の補助金を利用した事業を検討しているところです。その場合においても、防球ネットについては必要であるということです。

質疑、スポーツ合宿が予定されている2月ごろのシーズンは、去年のデータを見ると約1,400名の利用者があるが、合宿で多目的広場が占有的に利用されると、この期間の利用者はほかの場所を利用しなければならない。利用者にそのことを周知しているのか。答弁、利用者の方々へはまだ説明を行っていませんので、今後周知を図っていきたいと思います。なお、多目的広場の利用は、市民優先を基本に考えていますので、合宿の受け入れに際しては、できるだけ市民の方へ影響を及ぼさないような貸し出しをしていきます。

質疑、公園の周りには大きな桜が植えてあり、景観もよいが、それらとの関係及び出入りはどうなるのか。また、防球ネットの高さは5m必要なのか。答弁、フェンスにかかる桜の枝の伐採は出てくると思います。出入り口は閉め切らず、フェンスを並列で二重に設置することで、これまでどおり自由に出入りできるように考えています。また、多目的広場では、サッカー以外にもソフトボールや野球の守備練習、少年野球なども行われているため、高さはほかの例等も考慮して決めました。

以上で、質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、総合運動公園の防球フェンス設置について、多目的広場は市民が優先的に利用できる施設と理解している。多目的広場が一部の利用者、しかも、外部の団体等の優先的な使用が進みつつあるということ、委員会での予算計上事業に対しての説明が不十分であること、資料提出を求めても満足できる資料が出てこないということ、また、補正予算として、計画的なものがないと思われるため、反対討論とします。

賛成討論、総合運動公園の多目的公園に防球フェンスを設置することについて、一般質問等でもスポーツ合宿の誘致等の意見が多く、現在そういう方向に向かいつつある。また、この運動公園は、将来的に陸上競技場を天然芝に張りかえたり、今後の計画もいろいろと示されている中で、現場を見るところ、どうしても防球フェンスは今後必要になってくるであろうと思っている。いずれ整備しなくてはいけない事業だと考えるので賛成討論とします。

反対討論、白男橋は延長50m、幅員3.8mで、昭和43年に建設され、長寿命化計画で整備が計画されている。今回、現地調査を行った結果、白男橋を挟む両側から来る道路は6mに整備され、中央線もしっかりと引かれている。このことから、将来的に橋りょう拡幅の計画があったことは明らかである。長寿命化という視点で、幅員3.8mのままで改修する計画が実行された場合は、今後20年から30年は現状のままで置かれることになると思われる。総合的、長期的な視点で白男橋のことを考えると、今回の補正予算は削除し、新年度に長寿命化補修をあわせて橋りょう拡幅を実施すべきと考えるため反対討論とします。

以上のような討論の後、採決の結果、議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）のうち、建設水道常任委員会に付託されました議案については、賛成少数で原案について否決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○27番（吉村賢一君） 21ページ、下から6行目、合宿予定者からご希望をお聞きしということになっておりますが、この合宿予定者というのはどういった方々だったのか、具体的に聞かれておればお教えください。

それから、次のページ22ページの上から、ちょっと段落がついているところがあります、10行目ぐらい。多目的広場の利用は市民優先を基本に考えていますので、合宿の受け入れに際しては、できるだけ市民の方へ影響を及ぼさないような貸し出しをしていきますというのは、具体的にどういった方法を指しているか聞かれておればお示してください。

以上です。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） どういう方々が要望されていらっしゃるかということでございますが、これは、大学等の要請が合宿等が来ているということでございます。それと、市民への影響を及ぼさないような貸し出しをしていくということでございますが、この合宿に、スポーツ合宿で来られる方々の日程等は約20日ぐらいでございますので、その間については、そんなに影響がないということで議論されました。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○15番（堂森忠夫君） 20ページで白男橋の補修の件が出ておりますが、これについては、反対討論がなされておるから当然だなと思っております。この補修の内容を見ますと、すごく補修しなきゃならない分野が多過ぎるわけです。こういうのは、補正でこういった形でぼんと出てくるよりも、本当に当初予算で組むべきではないかなと思うんですが、さらに合併して4年目は、すごく工事量が多くなってきているんですが、その辺について討論がなされましたでしょうか。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 白男橋の件でございますが、突然補正が云々という質問でございますが、このことにつきましては、長寿命化計画の診断ということで、その中で今回の補正の金額で行っていきたいということございました。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） まず21ページの質疑、答弁のところ真ん中ごろです。構想的には第2多目的広場整備ということですが、この今ある多目的広場を第1というふうに位置づけるのか。そしてまた、今から第2多目的広場を整備するのか。その辺について議論があったかどうか。

それから、同じページの一番下、陸上競技場の芝生化と多目的広場も人工芝生化しようという日本サッカー協会の補助金を利用した事業を検討しているところです。私は、あそこへ行ってほとんど毎日走るんですけど、あすこのフィールドが日本サッカー協会の補助金を利用して芝生化されると、そういうことですか。サッカーのために、陸上競技のためのことも考えているのか、その辺のところの議論はどうだったのか。

それから、19ページ、今、委員長は、結論として、この議案は賛成少数で原案について否決すべきものと決しましたというふうに報告されましたが、19ページ、この各課の人件費につきましては、人事異動と職員の給与の特例に関する条例に基づく給与等の減額によるものです。これが否決と、委員会では否決ということですけど、否決されると賛成少数で、しかし、この人件費もこれに含まれている。この辺のことはあったと思うんですが、どのような議論があったでしょうか。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） まず、構想的には第2多目的広場整備のこと、そして、駐車場の件につきましては、後で図面等が出されるためにわかったものでございます。総体的にそういうものが網羅されておったことをおつなぎいたします。

それから、陸上競技場の芝化と多目的広場も人工芝化ということで、日本サッカー協会の補助を利用した事業を検討している。このことにつきましても、同じように、日本サッカー協会がそういうようなものが出てきていますということの説明がなされたということで、多目的広場の活用の中で議論されたものでございます。

それから、人件費につきましては、人事異動と職員の給与の特例に関する条例に基づく給与等の減額ということでございますが、これも、今回の案件の補正予算の審査の中におきましては、内容的には審議いたしましたが、最終的に賛成少数で原案が全て建設水道委員会に付託された分は全て否決とい

うことになっているものです。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（湯之原一郎君） 白男橋は私の住んでいるところの橋ですので、若干質疑をいたしますが、この件につきましては、私は以前から一般質問でも取り上げ、蒲生町時代にも取り上げ、蒲生町時代には振興計画の中に明記されておりました。新しい市になってそれがなくなったわけですが、今回のこのやり取りをみますと、市内にある四百何橋ですか、そのうちで健全度が非常に低いということで、真っ先に長寿命化計画で補修をするということになったのではないかと思いますけれども、地域の方々の安全安心のことを考えますと、必要なことかなというふうには思うわけですが、もし今回委員会では否決ということでありましたけれども、このことで否決された場合、この白男橋の件は、今後どういう形で取り上げられていくのか、そのあたりの議論だったのかどうか、1点と。

もう一点、先ほど田口議員が申されましたけれども、それに類似しますが、今回のこの建設水道に付託された予算というのは、この橋の件ばかりではなく、災害復旧もありますし、いろんな予算が入っているわけですが、そのあたりの取り扱いが今後どうなっていくのか、そのあたりの議論があったかどうか、その2点についてお伺いします。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 先ほどご説明いたしましたように、白男橋のどうなるのかということなんかも全て否決ということになります。最初から出直しになると思います。

そして、災害かれこれの件につきましても、この案件の建設水道常任委員会に付託された案件の内容でございますので、この建設水道常任委員会に付託された分は全て原案は少数ということでありましたので、否決ということになります。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（河東律子君） 簡単な質問ですが、先ほど大学等から合宿の希望等があるというご答弁ありましたが、もうちょっとそこを具体的に打診がどういうふうになっているのかお知らせください。

それと、この白男橋なんですけれども、もしこれ可決されるか否決されるかまだわからないわけですので、もし可決されて、この計画で行った場合、白男橋がこの長寿命化で修繕されていったら、何年ぐらいあとはもてるという形で修繕をされているか。それだけ議論がありましたらお知らせください。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 先ほど、大学のということで固有名詞を省きましたが、これは亜細亜大学の件でございます。毎年、運動公園のほうを活用されながら練習しているということでございます。それらが、ことしのほうになってくると思います。

それから、白男橋のことでございますが、今後の計画どのようになっているかということでございましたが、今の場合は、その方向性というのは、現在のところ協議しておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○23番（里山和子君） 21ページの下の方の答弁の、「構造的には第2多目的広場整備と駐車場の整備も視野に入れて検討しています」とあるんですけど、これは私たちにははじめて聞く構想なんです。全然、議会でも市長がそういうことをするか言ったこともないし、一般質問でもほとんど出てないようなことが、もう視野に入れて検討していますということになってるんですけど、整備計画もないままにどんどん進んでいくような、議会には諮らないで進んでいくような格好なんですけど。こういうようなことが出たことについて、委員会では何か議論はなかったですか。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） その案件につきましては、議論はありませんでした。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（兼田勝久君） 23ページ、反対討論の一番最後の2ページ。「今回の補正予算は削除し、新年度に長寿命化補修と併せて橋りょう拡幅を実施」とありますけれども、今回の補正予算は削除し、で、反対討論を白男橋の件で言ってるわけですけども、結果としては補正予算そのものを否決してるわけですよ。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけども、この反対討論からすれば、白男橋についての削除っちゅうのは、予算修正ちゅうか、そういう意味に聞こえるんですけど、何かそういう審議、討論、もしくはそれに類似した、例えば付帯決議をすとか、そういうことも含めて何か論議があったのか、審議があったのか、お聞きしたいと思います。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 先ほども申し述べましたが、今回の補正予算というのが削除ということでございましたり、あるいは長寿命化の拡幅の関係とか、いろいろな問題が問題視されましたが、最終的に白男橋の反対討論は書いてございますような形で審議されたことです。別にされたあれはいません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○16番（東馬場 弘君） 委員長の答弁がちょっと要を得ないもんですから、再度お伺いしますが、19ページ、ここが一番大事だと思うんですけども。

先ほど、田口議員のほうからありましたけども、今回はそのほかの今の白男橋やらフェンスの問題のほかに、大事な、各課の件費の云々、その下の道路新設改良費の桜島サービスエリアの云々、下のほうの減年度災害復旧費、この件も採決する前に委員長は全部否決すると。ほかの今申し上げました、これも否決するということについて、委員長の判断はどのように委員会で採決する前に委員の皆さんに言われたかどうか、その点をお伺いします。

それと1点、フェンスの件ですけども。多目的広場、全部四角く覆うのか、その点の回答はありませんでしたので、その2点をお伺いします。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 人件費等のことやらいろいろと含まれた中の付託された案件は全部でございましたので、その中で、1か所、2か所の修正ということも審議の中ではありましたが、最終的に反対者された方々は、全部は項目を全て否決ということに結論されたということです。

それから、フェンスのことですが、フェンスは片側ちゅうか、L字型の形でなります。というのが、体育施設のほうの通路、それからテニスコートのほうにやる、その分だけのものがございます。

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対の発言を許します。

○23番（里山和子君） 議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）について、反対討論をいたします。

職員給与の削減をいたします職員の給与の特例に関する条例の件のときにも私たちは反対しておりますが、今回の補正予算で、職員給与が7月から来年3月まで総額で1億1,096万9,000円が削減される補正予算になっております。

政府が、地方交付税減額による地方公務員給与の減額を国に準じて誘導し、地方公務員給与の減額を決めさせたもので、断じて許せるものではないと考えております。

国や地方公務員の給与が減ってきますと、民間の給与の減額も促されてますます景気を冷え込ませるものとなると思います。

次に予算書の48ページ、土木費の中の橋りょう維持費で2,800万円が予算化されていますが、委員会の反対討論にもありますように白男橋の修繕費ということでございますけれども、道路も6mに広がっているということで、修繕費ではなく、道路に応じた拡張した橋の架けかえが必要だというふうに考えます。

脇元の私が住んでおります近くの漁協近くの水門のポンプアップも75万円で予算がされまして、ちょっと簡単なポンプアップ装置がついておりますけれども、あれで大変な水害が出たときに全体の水量を汲みだすということは、とてもできるものではないと考えます。正式に設置しますと、9億円から10億円ぐらにかかるといわれるポンプアップを75万円で済ませているというようなこともございます。

このように市民要求を完全に解決するのではなく、行きあたりばったりの解決で済ませてしまうやり方は納得できるものではないと思います。

また、ページ50ページの都市計画費、公園整備事業の工事請負費が1,950万円予算化されておりますが、これは当初予算で、屋内野球練習場をつくる予算も出てきておりますけれども、今回は多目的広場に防球フェンスを設置するというようなことですのでけれども、これからもまた多目的広場に人工芝を張ってサッカー場をつくったりとか、また、今まで聞いたこともないような第2多目的広場の整備とか、駐車場整備なども検討するというようなことで、委員会にも資料が示されるなどしておりますけれども、総合運動公園の全体計画を明らかにしながら、議会の同意も得て、実施計画に載せて予算化するというやり方でないと、このように行きあたりばったりに次々と予算化するという方法では、際限なく運動公園に市民の税金がつけ込まれることになりそうで、納得することはできません。

市民の切実な道路整備や側溝整備、また、災害対策のための、今回も災害に対しての災害の後の対応するための予算が出てきておりますけれども、災害に遭う前に処置できるところはきちんと処置することのできるような補正予算などに、もっと力を入れるべきではないかと思えます。

もっと市民の生活に密着した切実な要望に耳を傾けて、市民の声、議員の一般質問などをよく分析、検討されて、予算に反映すべきだということで、反対討論といたしておきます。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○9番（森 弘道君） 議案第7号につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

9月の補正予算は、一般的には国権の補助事業の確定に伴う予算計上と、当初予算を見送って財源の確保ができた事業など、こういったものが計上されるのが一般で、今回もそういった内容になっております。

問題になっている白男橋も2分の1の国庫補助金で整備計画であります。

ところで、今回の建設水道常任委員会の原案否決には、大変驚いております。理由は、補正予算（第7号）については、建設水道常任委員会で否決されるほどの内容を抱えながら、9月の20日の本会議の予算審議の中で、一つも質疑、議論がありませんでした。まず、そのことが1つ。

2つ目は、3つの常任委員会、総務、市民福祉、文教厚生各委員会で、原案に全会一致もしくは賛成多数で可決すべきものと、決した所管の予算まで否決される恐れがあります。

3つ目には、9月の集中豪雨により発生した災害の復旧に必要な予算が、補正予算（第8号）として上程されておりますが、この審議さえできなくなります。大変な問題を抱えております。

結論として、否決されますと行政がストップをして、市民に大変な迷惑をかけることとなります。

また、老朽化した改善すべき橋は、白男橋以外にもたくさんあります。池島の稲荷橋、豊留・中川原を結ぶ豊中橋、加治木にもそれぞれあります。こういった老朽化した改善すべき橋は、優先順位をつけて、年次計画で整備を図るべきものと考えます。

以上、原案について賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。まず、反対の方いらっしゃいますか。

○29番（森川和美君） 私は、今回の補正予算に反対の立場で討論いたします。そして、賛成の方の論に反論する形も含めていたします。

はじめに、全体の補正予算に否決の立場の討論がありますが、各所管に委託された部門での反対でございます。アメリカでは、国の機関が一部閉鎖するような内容等もあるわけですが。議員というものは、あくまでも市民の立場に立って、視点に立って、真剣に審査をしながら、最終的に討論をし、採決をするのが責務だと、このように前置きをしまして。それと、建設水道関係について、質疑等もなかったという論がございましたが、所管のことには質疑ができないということを前提にしておりますので、これも申し添えておきます。

建設の内容についての反対討論をしておりますけれども、この総合運動公園の本来の多目的広場の使用の目的、これらは、市民が優先して、そして四方に桜の木を植えて、さまざまな憩える場所として設置したはずだと思っております。

そういうことで、最初に設置したときの多目的広場の使用目的はあるのかと再三申し上げましたが、ありませんということなのですが、私はそれは考えられないと思っているところでございます。

そういったことも含めて、現在、あの総合運動公園はあらゆる利用者がいらっしゃいます。しかしながら、一般質問等々も含めながら、合宿等々の要望が強くなったことで、先ほど委員長報告にもありました、亜細亜大学が来年の2月、合宿に来たいと。20日ぐらいですか。人数もそう多くありません。それを、防球ネットを設置するというので、既に予約をしてるんです。そこらの問題。あるいは、あちこちの利用者がどんどん狭まっていく、あるいはほかの利用の場所を、蒲生の施設等々もなかなか利用できないという状態が続いているし、さらに今後続いていくと思っているところでございます。

そういうことを含めて、それと認可保育所と認可外保育所の保育士の処遇改善。これが、あまりにも差が激しいということ、あるいは税務課職員を一部配置がえしておりますけれども、同僚議員の質疑にもありましたように、加治木、蒲生総合支所の税務職員等々も総合的な配置がえが必要であるのかということの不満、あるいはまた、今回出ております加治木総合支所の保健センターの相談室の空調機が故障したと。これらも、いわゆる各総合支所に予算がゼロのために、こういったことを本会議でいちいち許可をせんならんという弊害、こういうことも指摘し、確かに否決することで全体的な補正予算に反対ということは忍びないんですけれども、やはり、議員は市民の立場を貫く場合は貫いて、そして、このような補正予算に執行部として反省を促すということも含めて、反対討論とするわけですけれども。

最後ですけれども、いろんな資料提供を請求したときに、最後に出てきたのがこれなんです。先ほど、里山同僚議員の反対討論で出ましたが、次から次、この計画が組んであるんです。この計画は、市長が承知してるかつつたら承知してないんです。こういう問題があるんです。

以上、反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。賛成の立場。

○10番（和田里志君） 議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）につきまして、賛成討論をいたします。

ただいま同僚議員から反対討論がございましたので、委員会の中でも述べておりますけれども、主に建設水道常任委員会に付託されました案件に絞って、賛成討論を行います。

その前に、本補正予算案が付託されました各常任委員会委員長の報告によりますと、建設水道常任委員会を除く他の委員会全てが全会一致、または賛成多数で可決という報告でございました。

建設水道常任委員会の委員長報告は、賛成少数で補正予算案否決という結果になりました。このことで、私は同委員会の副委員長として、他の委員会の皆様方に大変なご心配、そして疑義を抱かせましたことを、まずおわびを申し上げます。

私たちは、この付託案件につきましては委員長報告のとおり、いつも以上に審査の時間を確保し、慎重な審査と現場調査を行いました。委員長報告や反対討論にもありましたように、さまざまな質疑、意見が出され、そのつど必要な資料を執行部に要求し、提出してもらいましたが、委員全員の要求を満足させるに至りませんでした。

反対された委員は、それぞれが過去に各委員長など要職を経験されており、議会あるいは委員会運

営にも精通された、私からすれば指導的立場にあられる方々でありましたから、例えばこの修正案などの提出方法等についても、全て熟知されていた上での行動だと思われませんが、審議時間もたっぷりあり、準備期間もあったとは思いますが、部分的な修正案、代替案すらも提出されませんでした。

結果的に付託されました補正予算は、さまざまな理由は述べられましたが修正すらなされず、人件費、あるいは災害復旧費等も含む全てが否決ということになりました。非常に理解に苦しむところではありますが、無責任というほかありません。

これらについては、他の委員会の皆様からもさまざまな意見、叱責等をいただきましたが、今後しっかり勉強し、さらに議会、委員会のあり方等に再認識するべきであります。

そこで、まずこの総合運動公園の多目的広場に防球ネットを設置することについてですが、過去の一般質問等でも、本市にもスポーツ合宿の誘致促進を図るべき等々の意見が多く出されていることは、宿泊施設の問題はありますが、委員の皆様周知のとおりであります。

ことしに入り、複数の関係者から問い合わせがあり、また、具体的に来年2月にはその申し込みをいただいているとのことで、非常に喜ばしいことでもあります。これを機に、少しずつでも利用者の満足のいく施設の整備が行われ、本市においても、合宿の誘致、さらには宿泊施設の誘致にはずみがつけばと考えております。反対者が言われる、計画性がないとか、一部の利用者のためとか、外部の団体等の優先的な使用が進みつつあるといったようなことは、全く該当しません。

言うまでもありませんが、そもそも補正予算というものは、事情に応じて本予算、当初予算の不足を補ったり、内容を修正するための予算であり、総合計画、実施計画等とは異なります。加えて、この総合運動公園は、野球場の改修や今後予定される陸上競技場及び多目的広場の芝生化、さらには第2多目的グラウンド構想等により、その認知度はもとより、さらに利用者もふえてくるものと思われれます。

現地を確認していただければ一目瞭然ですが、そういった利用者の安全を確保する観点から、いざい整備を必要とする施設であります。危険性を認識しておればなおさら、事故が起こってからでは間に合いません。

もう一点の、蒲生の白男橋の問題であります。橋りょうの架けかえ、あるいは拡幅計画、そういった要望が以前からあることは承知しております。今回の補正は、長寿命化計画の診断に基づく優先的な修繕であります。長期的な視点に基づく橋りょうの架けかえ、拡幅の必要性は感じますが、それらは多額な予算が伴うため、本市全体の総合計画に基づき対処すべきであります。

以上、特に建設水道常任委員会所管事項について申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

○2番（笹井義一君） これは、私にも責任がございますので、反対の討論をさせていただきます。

今、動議も何もなかったというようなことでもございましたけれども、委員会のところで、これは修正しなければならないということで、白男橋につきましては、修正動議をつくる段取りを始めました。

ところが、一昨日の話でもございまして、時間的に本会議がここにせまっているというようなことで、提出を一応引っ込めて、その代わり、この橋りょうに関しては認めることはできません、反対でございますという、こういう意味合いでもございまして、全てのものを反対するという、そういう考えではございません。

ここに修正動議もちゃんとつくって、本会議の中でこれを提案しようというような段取りまでいたしておりましたけれども、本来であればその筋でいく、これが筋なんです。この予算だけを一応削除して、そして、ほかの議案についてはそのとおりでよろしいという修正の動議が必要であって、そうすることによって、先ほど言われましたように、その部分は見直しをしてくださいということになるかと思えます。

しかし、いろいろ調整がございまして、今回、白男橋がもしこのまま放置されて、災害でもあったときに、じゃあどうなるのというようなことも一応は考えまして、そこで、この修正動議を提出しなかったという経緯だけは皆さんにお知らせして、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（玉利道満君） 今度は賛成討論ですが。

○5番（田口幸一君） 賛成の立場で手短かに。12時がせまっておりますので。

総務常任委員長、それから市民福祉委員長、産業文教委員長、そして最後に建設水道常任委員長が報告されたわけです。

今、多くの議員が非常にすばらしい反対、賛成の討論をされましたけど、私はこの議案が否決されれば、保育士の待遇改善、人件費の問題、それから介護保険のが国のほうからきておりますが、これの予算、こういうのが否決されますと、市民に対して非常に迷惑をかけるということになるんじゃないかと思えます。

あと、さきに反対、賛成の立場で討論されましたが、十分この議場に、傍聴者席にも届いたと思います。

ですから、私は今議案は賛成すべきものと考え、賛成討論といたします。ぜひ、賛成してください。

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。本案に対する総務常任委員長、市民福祉常任委員長、産業文教常任委員長の報告は原案可決、建設水道常任委員長の報告は否決です。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第68号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第7号）は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

ここで、しばらく休憩します。午後1時から開会いたします。

（午後0時00分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に続き、会議を開きます。

（午後0時59分開議）

○議長（玉利道満君） 日程第4、請願第2号 学校給食の自校方式の存続を求める請願を議題といた

します。

○議長（玉利道満君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

ただいま議題となりました、請願第2号「学校給食の自校方式の存続を求める請願」について、産業文教常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会では委員全員出席のもと、9月25日、26日、10月1日に委員会を開会し、審査を実施いたしました。

9月25日、請願者野村昭也氏と紹介議員里山和子議員に出席を求め、委員会を協議会に切りかえて審査を行いました。

請願の趣旨の概要は、学校は子どもたちが家庭を離れ、人間性と未来の生きる力を準備するところであり、地方行政には最高の配慮が求められているが、給食のセンター方式とか、教育をコストの対象として対処させていることに危惧を感じる。食事は、子どもの身体的発達と心情の育成にとって基本的に重要なことであり、家庭のぬくもりを直接届けてくれるのが自校方式の学校給食である。地産地消は、発達途上の子どもたちに最もふさわしい食育環境であり、地場産業や郷土への理解は具体的な食習慣を通して実現していくものである。子どもたちの未来と、学校教育での人間性の育成に不可欠と思われる、現在ある小・中学校の自校方式の学校給食を現行のまま維持存続し、さらに充実を図ること。

次に、請願者との質疑の主なものについて申し上げます。

質疑。食育についてはどのように考えていますか。

答弁。教職時代に子どもの偏食指導をしていましたが、偏食をなくすことは非常に重要な食育の基本だと思います。さらに、自校方式であれば、地産地消の指導もできますし、給食を結びつけて偏食指導にも役立つと考えます。

質疑。教職時代に自校方式の学校にいらっしゃったということですが、センター方式のところへは赴任したことがございますか。

答弁。教職時代にいたのは自校方式の学校のみです。比較はできませんが、同じ教員同士の話し合いでは、センター方式に対しては非常に厳しい批判が出ていました。

質疑。現職の教員の方に伺うと、自校方式も給食センターも一長一短あるという意見がありますが、どのように考えますか。

答弁。給食を教育として取り組んだ経験があれば、自校方式に対する批判は出てこないと思います。

以上で、質疑を終結し、請願者退席の後、協議会を委員会に切りかえ、討論に入り、次のような討論がありました。

賛成討論として、家庭での食事のにおい、生活のにおいは心を豊かにします。家庭のぬくもりを直接届けてくれるのが自校方式の給食です。学校給食は教育の一環であり、人間性を育てるところで、自校方式がより教育的効果が高いと言えます。よって、学校給食の自校方式の存続を求める請願に賛成するものですとの討論がありました。

討論を終了し、採決の結果、請願第2号「学校給食の自校方式の存続を求める請願」については、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対の立場からの討論を許します。

○15番（堂森忠夫君） 学校給食の自校方式の存続を求める請願に反対討論をいたします。

請願の趣旨説明を熟慮しての結論を出すには、幅広い角度から判断することが、この請願の趣旨に沿った改善策ではないでしょうか。地域の産業的風土、歴史的、社会的風土、人間性の風土がかかわって子どもたちは成長、発達していく中で、身体的発達と心情の育成を強調されていることを深く受けとめて、討論に参加いたします。

未来の人材を育成する教育環境まで考慮して判断をするならば、現在の学校給食の自校方式の存続を継続したとして捉えたとき、請願者の趣旨、内容が解決する方向に向かつての効果は期待できないのではないかと、将来を危惧します。また、学校経営は市の執行部や教育委員会、PTAと地域住民の多くの声を聞き、判断することが大事であると思います。

請願趣旨の未来の人材育成の教育現場をひらくには、未来の子どもたちが安心して学び、夢を切り開くために、社会環境整備を図ることが請願者の趣旨に沿った内容になるのではないのでしょうか。あしたの社会を担う青少年の健全育成教育の充実を図ることが、市民の願いではないのでしょうか。

しかしながら、今日の社会教育環境は、相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童、幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、倫理、道德教育を廃し、人間形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されています。

地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする性産業などの悪書の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット、携帯電話等の情報通信の発達とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。

このような現状を見るとき、青少年の荒廃は我々大人が青少年を見守り、支援し、ときには戒めるという義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのではないのでしょうか。これらの問題に対して、市では青少年育成に対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日の社会ではその限界線が指摘されております。

請願趣旨の内容を強く受けとめるならば、市が自校方式にかかるエネルギーを未来の生産人口をふやし、地域文化を継続化させるための人材育成の施策へ転換するほうがよいと思います。

今、この請願をきっかけとして、未来の子どもたちの育成のために尽くす新たな投資を図る方向へ転換すべき時代背景にあります。その課題解決策のひとつに、自校方式にかかる経費を平等な待遇で与えられる給食無料化の経費に充てるなどの検討へと前進すべきです。また、健全育成を考えると、有害環境から青少年を守るために、各団体や事業者等、保護者等も責務を明らかにして、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた家庭と社会の

教育環境整備にエネルギーを投入すべきであると判断いたしました。

よって、再度請願書に反対して、反対討論を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

○24番（堀 広子君） 私は、学校給食の自校方式の存続を求める請願に賛成の立場で討論に参加いたします。

この間、センター方式を行うということのひとつの理由に、コストの削減がよくうたわれております。このコストの削減を目的としたセンター方式は、学校給食が教育であり、人間づくりの原点であるという本質を見誤っていると私は思います。

私はコストを語ることに違和感を感じます。給食をコストの対象として対処するのは、食の権利、子どもの発達権、生存権、教育権を奪うものであります。

現在、始良市の学校給食はセンター方式と自校方式ですが、どちらも確かに長所、短所がございます。例えばですけれども、皆さん、子どもが家庭で食事をしている状態、これをイメージしてみてください。食事をつくる親の後ろ姿、そしてそれを見ている子どもたちが一緒になって手伝いをする、こういったあたたかい、こういった姿そのものが、やはりあたたかいにおいのする食事をとる、こういった姿が、私はこれが家庭のぬくもりだと思っております。

この家庭のぬくもりと同じように顔の見えるにおいがする自校方式、これが自校方式だと思っております。この食事のにおいが、いわゆる心を豊かにしていくと思えます。

先ほど、同僚議員が虐待のことも話されました。やはり、こういった虐待、あるいはいじめ等が起こるのは、何といても心の豊かさ、いわゆる心のバランスがなくなっている。それがやはり食にかかわることではないかと思っております。そういう意味からも、やはりにおいの点でいいますと、自校方式とセンター方式とでは、子どもたちにとっての違いは大変大きいものがあります。

学校給食は、小学校で1,170食、中学校では576食と、小学校から中学校卒業まで、何と1,746回の給食をとっております。

学校現場の声ですけれども、朝ごはんを食べてこない子どもがいると聞きます。この状況を補完する学校給食っていうのは、とても重要になってきております。1,746回の給食は、子どもたちの未来と人間性の育成に不可欠な自校方式で存続することの、この意義っていうのはとても大きいものであります。

そもそも、学校給食というのは教育の一環であります。財政が厳しいことはわかります。でも、コスト面を語るなら、教育にかかるコストと効果を十分考えねばならないと私は思います。学校給食は、子どもたちの心と体を成長させる、いわゆる健やかに育てていくところであり、自校方式の学校給食は、より教育的効果が高いと言えます。

よって、小中学校の自校方式の学校給食を現行のまま維持存続し、さらに充実を図ることの請願に賛成といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。反対の立場ですね。

○12番（川辺信一君） 請願第2号について、反対討論をします。

この請願には、自校式の給食と特に因果関係のない記述が拡大解釈して、存続の理由として記述されておりますが、その中で家庭のぬくもりについての記述があります。

センター方式であれ、自校方式であれ、学校給食というものは時間の制約の中で大量につくる作業によって成り立っております。そこに、家庭のぬくもりを求めるのは筋違いであって、あくまでも家庭で手間暇かけて愛情を注いでこそ価値があると考えます。家庭で努力することが大事だと思います。

安全面や栄養については、最優先で配慮しなければなりません。学校給食も税金を投入している以上、コストに対する努力は当然に必要と考えております。

センター方式も現在まで問題なく運用されております。同じ行政区域で格差があることも、行政の平等性、均一性からしても考えものである。また、雇用の同一労働、同一賃金という点でも、自校式の市の職員と民間の同職種の賃金は格差がありすぎる。

食の重要さは認識しておりますが、むしろ大事なことは自校式かセンター方式かではなく、現実に食事時間にゆとりを設けることや、給食の衛生安全基準を守ることこそ重要であると考え、反対討論とします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

○23番（里山和子君） 請願第2号 学校給食の自校方式の存続を求める請願について、賛成討論をいたします。

食の重要性については、大変どこでも語られていることですが、今の10月から始まりました、朝の連続テレビドラマの「ごちそうさま」という番組が始まっておりますが、あの番組の中で「食べる意欲が強いということは、生きる力が強いんだよ」ということを、おばあちゃん役の吉行和子さんがああ言っているじゃないかと、私はやっぱりあの番組は、食べるということの食の重要性を非常にテーマとして打ち出している、いい番組が始まったと思っていますところです。

旧始良町では、ちょうど加治木の給食センターが建てて30年ぐらい経過しているということだそうですが、昭和50年代にあちらこちら、学校給食がセンター化をしていく中で、旧始良町は、自校方式をやっぱり守り通してきたわけです。

教育長や町長が、私は英断だったのではないかなと思ってるんですけども、今回、霧島市の国分でも自校方式をやっぱり守ることが決定されたようです。国分も、やっぱり自校方式をずっと貫いてきたわけです。

地産地消の点でも、私は各自校方式になると、給食の量がセンター化よりもずっと少ないわけですから、現実にはちょっと地産地消が少ない面もあるんですけども、やっぱりやろうと思えば自校方式のほうが、地産地消を徹底してやっていく可能性が大きいと思います。それから、農家のほうも生産性向上に意欲がわいてくるし、農業振興にも寄与すると思います。

産業文教委員会で視察に行かれた、京都の京丹後市では、やっぱり自分たちでつくった野菜をその学校に届けるときに、子どもたちの顔を見て、ますます野菜づくりに意欲がわいてきて、地産地消が盛んになったというようなことが報告されたということも伺っております。

それから、食事を校内でつくることの意義が大きいものがあると思います。まず、給食婦の方々が朝早くから来て、子どもたちの給食を、結構な子どもの生徒数のいる自校方式、旧始良地区では、たくさん子どもたちがいる学校が多いですので、この食事づくりの労働も大変だと思いますけれども、

そういう給食婦さんたちの労働の大切さとか、また、栄養士の働きも大変重要だと思いますが、そういう働きを目の前で見て育つかどうかの違いも、私は将来出てくるのではないかと、そして、感謝の気持ちも芽生えてくると思います。

学校行事などを組むときにも、やはりセンター方式よりも自校方式のほうが組みやすいと言われております。コストの上で計り知れない人間性を育てる重要な食事づくりを、自分たちの学校でできるということは、非常に子どもたちにとって、人間性を育てる上で重要な部分ではないかと思っております。

そういったことから、伝統的にこの自校方式を貫いてきた始良地区の小中学校の学校給食の自校方式の存続を、これからもずっと続けていただきたいということで賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論は終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。請願第2号 学校給食の自校方式の存続を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第5、請願第3号 学校給食の新調理施設の運営及び現行自校方式による給食調理場の存続と充実を求める請願を議題とします。

○議長（玉利道満君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

ただいま議題となりました、請願第3号 学校給食の新調理施設の運営及び現行自校方式による給食調理場の存続と充実を求める請願について、産業文教常任委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、9月25日・26日・10月1日に委員全員出席のもと開会し、25日には委員会を協議会に切りかえ、請願者濱田健一氏と紹介議員の神村次郎議員に出席を求め、詳細に審査しました。

請願の概要は、松原なぎさ小学校開校に伴い、二校二園の共同調理場が建設され、給食が開始されることになっている。新設共同調理場が、関係学校・園から離れた場所に建設され、建設予定地に広大な面積が確保されている。学校や保護者に、学校給食在り方検討委員会の情報がほとんど発信されていないことから、学校給食在り方検討委員会は、センター方式ありきで、将来的に旧始良町の全ての学校及び現行の加治木、蒲生の給食センターを統合し、学校給食を全て大規模給食センターに切りかえを決定する会議の場ではないかと憂慮する。

学校給食は、学校給食法に教育の一環と明確に定められ、食育推進基本計画では、単独調理方式による教育上の効果等について周知・普及を図ると書き記され、自校方式の積極的普及を促している。

学校給食在り方検討委員会では、子どもたちの命と健康・食育という教育的意義を主眼に置いた議

論がなされるべきであり、それを軽視した学校給食をコストの対象としての論議は、食の権利、子どもの権利を奪う行為となる。法律、先進的事例、教育的意義、地場産業の推進の観点から、現行の自校方式の学校給食が提供されている小中学校については、現行のまま自校方式で学校給食が実施されることを切に願い請願する。

請願項目。

1、食育基本法などにうたわれている単独調理方式の精神を生かし、現行自校方式の学校給食を存続し、充実を図ること。

2、大規模給食センター化を絶対に行わないこと。

3、新設の学校給食共同調理場の運営にあたっては、食物アレルギーのある児童生徒への個別食の提供など、満足のいく給食が提供できるように十分な配慮をすること。

4、始良市学校給食在り方検討委員会に対し、次の事項を申し入れ確認すること。

①審議会の都度毎に審議内容を広く市民に公開すること。

②委員以外からの意見を述べられる機会をつくること。

③学校給食をコストで見ることなく教育の一環として議論を行うこと。

④最終答申は、あくまでたたき台であることとし、議会で議論を十分に尽くし、最終決定は議会であることを確認すること。

5、食材調達や調理場への給食産業などの、民間活力の導入は行わないこと。

6、学校給食の食材の調達は地産地消を積極的に推進すること。

次に、請願者に対する主なものについて申し上げます。

質疑、この請願書をこの時期に出した理由をご説明ください。

答弁、二校二園の給食室別棟建設の方向性を知ったのは2012年2月ごろでした。ことし3月3日にこのことについて広く語るために、中央公民館でシンポジウムをしたところですが、その中で、保護者の皆さんから自校方式を存続してほしいという多くのご意見があったため、請願を出すこととし、今回約2,000筆の署名をいただき、提出した次第です。少し、提出が遅くなったことに対し、自戒の念がございます。

質疑、合併前にセンター方式だった地域と自校方式だった地域では、市民感覚が違うと思いますが、そのことについてどう思いますか。

答弁、センター方式、自校方式、どちらが完全によいという考えはありません。現在も給食の在り方検討委員会で論議をしていると思いますが、深い論議と時間をかけていい方向性を見つけていただきたいと思います。

質疑、食材調達や調理場への給食産業などの民間活力の導入は絶対行わないこととありますが、どういった意味ですか。

答弁、民間活力の導入が全て悪いとは考えていませんが、民間が関わりすぎると利益優先になってしまうケースをよく見聞きします。全てがだめということではないのですが、できるだけ給食には公が管理できる部分を多く残していただきたいということです。

以上で質疑を終結し、請願者退席の後、協議会を委員会に切りかえ、討論に入り、次のような討論がありました。

賛成討論として、現行自校方式の存続について、学校給食法、食育の教育的意義、また新調理施設の運営の在り方として、在り方検討委員会への申し入れ事項など詳しく述べられた、これらの趣旨に

賛同し、賛成しますとの討論がありました。

討論を終了して、採決の結果、請願第3号 学校給食の新調理施設の運営及び現行自校方式による給食調理場の存続と充実を求める請願については、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（兼田勝久君） 26ページの下から8行目から9行目、小中学校については、現行のまま自校方式で学校給食が実施されること切に請願する。これで、主になっているような感じもするんですけども。それから、請願項目の3。新設の学校給食共同調理場の運営に当たってはと、食物アレルギーの。ということは、この趣旨が、現在の私たちもこの共同調理場の予算については賛成したわけですから。

それで、この請願の趣旨が、現在進めてる学校共同調理場、これも白紙にして、現在は自校方式ですから、まだ調理場は運営されてませんから。そうすると、現在ある自校方式をするためには、つくっている共同調理場、これもなくして自校方式にせと言ってるのか、それともこの3にある、新設の学校給食共同調理場の運営に当たっては、となってますから、今つくっているのについては、運営そのものについては、建設は認めて、その上に新たなところについてはという意味になっているのか。

ちょっとわかりにくいところなんで。先ほどの請願第2号はその辺がなくて、明らかに現在の自校方式を貫けと、こういうことだったので、それだったら学校給食共同調理場の予算に賛成した以上、一貫性を持つという意味では反対をしましたがけれども、今回の場合には、その辺の趣旨というのはどういうふうになるとお考えでしょうか。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） ただいまの質疑にお答えします。

ただいま申されたとおり、新調理施設については、このような食物アレルギーのある児童生徒への配慮をしてほしいという、新調理場については認めて、残りの、まだ現在自校方式で実施されている学校については、この自校方式を維持してほしいという趣旨であったと考えます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（湯元秀誠君） 27ページの、委員長があまり報告に対しての質問は昼からないようにというお達しをされたんですけども。ちょっと失礼しますが。

この始良市学校給食在り方検討委員会に対して、次の事項を申し入れ確認することということで、委員会に請願が出るわけです。議会のほうに。ということは、このところは給食在り方検討委員会のほうに、委員会としてはどういう求め方をされて、ここでの審査はどうなっておりますか。

それと、自校方式は都会ではあたり前なんです。やっぱり地理的条件、センター方式にやりますと交通量の多い地域では時間的にきちっとおさえられないとか、そういうセンター方式の欠点があるわけです。ですから、地域間の地理的条件を含めて、自校方式かセンター方式ちゅうのは議論されるべきであって、衛生的には、今すぐセンター方式もすばらしい衛生的な基準はクリアできるいい施設でございますが、私どもは蒲生町時代からセンター方式をとっていますから、何ら給食センター方式

には違和感も何もないわけですが。

自校方式にこだわられる中で、ここまで議論される中で、給食在り方検討委員会に意見を求められたと。執行部から、例えばセンター方式の場合は、有事の際はセンター方式は非常に機能が高まるんですよね。自校方式でなくて。そういう例があります。地震等起きたときは、大量に1,000人、2,000人のものがつくれる場所じゃないんです。センター方式がそういうときには活躍するわけですが。

そういう執行部との今回の請願について、意見の取り方というのはなされたものか。多面にわたって、そういうことがなされたとあれば、ちょっとお示しくださいませ。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 今回の審査では、執行部とは直接やりとりをやっておりませんけれども、これまで休会中の所管事務調査とか、あるいは給食センターの状況の調査とか、そういうことを行う中でいろいろやりとりはやってきております。

しかしながら、ただいま申されたような緊急時のことに対する対応とか、そういうことについては、今までは話題に上った記憶はございません。

それと、距離的な面とかそういうことについても、今回は話題にはなっておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の立場から。ありませんね。神村議員は賛成のほうですか。

○19番（神村次郎君） それでは、始良地区学校給食調理場の存続と充実を求める請願に賛成の立場で討論します。

建昌小学校分離に伴う松原なぎさ小学校を含む二校二園の市立小学校給食別棟の新築工事が、蒲生境の広大な敷地で着工されました。私たちは、始良地区での自校方式の学校給食が、これを好機に、効率的でコスト面を考慮した大規模給食センターに移行するのではないかと危惧をしています。

食育基本法の問題を少しふれますが、食育基本法は平成17年に制定をされました。子どもたちにとって食育を生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるべきであることを定めています。

これを受けて制定をされました食育推進基本計画では、学校給食の充実を上げ、学校給食の普及及び充実と生きた教材としての活用、学校給食での地産地消の推進と、単独調理方式などの周知普及を図ることとしています。また、学校給食法も、この食育基本法の成立以降、食育の推進などを取り入れた学校給食法に改正をされています。

行政改革を進める中で、コスト面の考慮をせざるを得ないことは否定をいたしません。しかし、教育を語る時、コスト、効率を先に論ずることで本質を見失うことにならないでしょうか。学校の統廃合、大規模校の校内暴力やいじめ、教育費の予算削減、保護費負担の増額など、これまで多くのことを見聞きして経験をしてきました。

学校における給食は、教育の一環として、生産、流通、調理、消費、命の形成などの幅広い学習や実体験につながってきています。学校内に調理場があることで、子どもたちは調理室から聞こえてく

る音やにおいて、聴覚、臭覚が刺激をされ、調理場を実感できる機会を得て、食への興味をそそり、食欲が増します。

配送時間を省けることで、ひと手間かけた調理に時間をわくことができます。また、学校行事に柔軟に対応することもできます。分散的量の調理により、食中毒などの不慮の事態も小規模に抑えられます。食数の量的のため、顔の見える食材を使った地産地消の実践と、労働、教育を充実させることもできます。

このように、自校方式のよさを上げればきりがありません。

学校給食の在り方検討委員会についてであります。現在、学校給食の在り方検討委員会が開催されています。この委員会は、教育委員会がみずから委員を任命し、委嘱し、非公開で会議を開き、審議内容もこの1年半、市民には何ら知らされていません。私たち議員も、同僚議員の質問を通じて知る程度であり、審議の経過も知らされぬ中、ある日突然、検討会の報告が公表されるとすれば、こんな非民主的な行政運営はありません。

高度に発達した現代社会の中で、健康問題は本市においても重要な課題であります。未来を担う子どもたちの1日の食事の中で、たった1食の学校給食ですが、もっと丁寧な議論が必要とされているのではないのでしょうか。

学校給食の衛生管理基準の問題ですが、教育長は衛生管理基準をクリアできたら、別にその方式、いわゆる学校給食の形態にはこだわっているわけではない、クリアされていないことが問題、そういう答弁をされています。

衛生管理基準については、ドライシステムについては、導入するよう努めること、またウェットシステムについては、ドライ運用を図ることとしており、努力義務が課せられているわけで、現在自校方式の中で、必要な改善は遅滞なく取り組むべきことではないのでしょうか。

以上述べましたが、法律、教育的意義、地場産業の推進の視点から、現在の自校方式で学校給食が提供をされている小中学校については、現行のままの自校方式の学校給食が実施をされることが、市民にとっても利益になることと確信をいたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論は終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。請願第3号 学校給食の新調理施設の運営及び現行自校方式による給食調理場の存続と充実を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第6、請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

○議長（玉利道満君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

ただいま議題となりました、請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について、産業文教常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、9月25日、26日に委員全員出席のもと開会し、委員会を協議会に切りかえ、請願者山下秀和氏に出席を求め、詳細に審査しました。

請願の概要は、35人以下学級について、一昨年、義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数が図られ、昨年度の小学2年生については制度の拡充はできなかったものの、加配措置の対応となった。しかし、本年度については、小学3年生以降の少人数化が進んでおらず、大きな課題となっている。

鹿児島県では、2学年の子どもが1つの教室で学ぶ複式学級も多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、教育の機会均等が補償されているとは言えず、複式学級の解消は極めて重要な課題である。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時間数や指導内容が増加しており、障がいのある子どもたちへの対応や、いじめ・不登校等、生徒指導の課題も深刻化しており、これらの課題の解決に向けて、計画的な定数改善が必要である。

しかし、教育予算についてはGDPに占める教育費の割合は、OECD（経済協力開発機構）加盟国中、日本は最下位であり、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

こうした観点から、2014年度政府予算編成において、次の事項が実現されるよう意見書の提出を要請する。

①30人以下の少人数学級を推進すること。

②離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、複式学級の解消に向けた適切な措置を講ずること。

③教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

質疑の主なものについて申し上げます。

質疑、請願の中で、複式学級解消についてありますが、具体的に説明をお願いします。

答弁、現在の複式学級の16人の枠を下げることにより、単式学級を存続できることとなります。その場合、教員が1人ふえますので、その分を国費で補助していくことを求めています。

質疑、定数が少なければ学力は上がると思いませんか。

答弁、例を挙げますと、人数が少なければ日記を見たり、テストの採点の作業が少なく済みます。そのことによって、いろいろなことに時間が割くことができ、より子どもとかかわる時間もふえます。そういった意味では、クラスの少人数化は学力向上につながると思えます。

質疑。少人数化すると競争心がなくなるのではないですか。

答弁。どのぐらいのときからどういう程度の競争をしていくのかというのがあると思いますが、なるべく小学校の低学年では学習に対する意欲とか、どういう工夫をするなど、そういったことに重点を置くべきだと思います。小学校、義務教育の時期は、少人数学級で細かい指導を重視すべきだと思います。

以上で、質疑を終結し、請願者退席の後、協議会を委員会に切りかえ、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請については全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

まず、この請願に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 次に、賛成者の発言を許します。

○15番（堂森忠夫君） 請願書に賛成討論をいたします。

教育に熱心な先進国と比較すると日本の学力は低下していると聞きます。また、テレビ・ゲーム等の発達で勉強よりゲームに熱中になる世代が多くなりつつあります。学力向上の原点は義務教育時代に基礎をしっかりと学ぶことのできる環境づくりが大事だと思います。今後、年々児童生徒が減少していく中で、社会はグローバル化していってくと、逆に悪影響を与える情報等もあると思います。そのような環境から守るためにも少人数体制のクラスを維持するように努めるならば、指導が行き届き心身や学力向上につながると察します。今後は教室が不足するのではなく、アクションを起こさなければ空き教室が発生するような時代が想定できると思います。少子化方向にある社会状況から判断すると、クラスを30名以下にするなら先生が目の届く範囲内で指導すると充実した教育が実現し、学力アップにつながると思います。

始良市には小学校の閉校で校舎が生かされていない校区と5校の特認校などで複式学級があります。特認校等へ希望する児童をスクールバスや公共交通対策事業のバス等を活用して、送迎をするようにするなどの対策を今以上に強化を図るべきです。自然豊かな始良カルデラから育まれた魂が次世代を育てる力を特認校やその周辺地域は与えてくださり、元気と希望が芽生える教育と文化を誇りにして、雇用拡大をはかり経済が潤う始良市を目指す地域活性化の弾みになります。

中学校においても特別枠で希望者を山田中学校に生徒をマイクロバス等で送迎するなどの改善努力を前進するならば、生徒がみずからの力で苦難に耐えられる精神力を養い、自殺やひきこもりのない活動的で忍耐力があり、向学心に燃える生徒が誕生し、学力向上に期待が持てます。児童生徒を自然豊かな中山間地域に移動させることにより、津々浦々まで教育環境の充実と活性化が図られて雇用対

策にもつながる施策が求められます。

無駄な投資を控えて、次世代づくりへ投資転換すべきであると捉えました。今後の社会情勢を勘案すると必要不可欠の請願内容であります。

よって、この意見書採択の要請については賛成といたします。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択の要請については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第7、請願第5号 消費税増税の中止を求める請願を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました請願第5号 消費税増税の中止を求める請願について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

委員会を9月25日、26日、30日に全委員出席のもと開会し、委員会を協議会に切りかえて、請願者である原田俊明氏と紹介議員である堀広子議員に出席を求め、請願の趣旨等を聴取し、その後質疑をいたしました。

請願の趣旨等は次のとおりです。

安倍政権は来年4月からの消費税増税の実施について、4月から6月期の経済指標を踏まえて判断するとしています。しかし、13.5兆円という史上最大の増税をわずか3か月間、ことし1月から数えても半年程度の経済動向で判断するとしています。現在の日本経済は長期にわたるデフレ不況に陥っています。1997年をピークに国民の所得は減り続け、平均給与は年収で約70万円も減少しました。これだけ大きな痛手を長期間にわたって受けている国民の懐から史上最大の大増税で所得を奪い取る。その結果は明らかです。それは、国民の暮らしと経営を破壊するだけでなく、日本経済も成長せず、財政危機も一層ひどくなります。社会保障を抜本的によくするには、国民全体で支えることが必要となってきます。その際の税金のあり方は消費税という弱いものいじめの税金ではなく、負担能力に応じた負担という累進課税が妥当ではないでしょうか。

始良市内にも2,800あまりの事業所、従業員数では約2万6,000人が営業し働いています。この従業員数に派遣員やパートなどの非正規雇用者を含めると約3万2,200人に及び、廃業や解雇など増税に

よる悪影響は避けられません。

消費税増税法附則18条は「経済状況等を総合的に判断した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」と定めています。よって、施行の停止の立場から始良市議会へ消費税増税の中止を求める請願を行います。

請願者及び紹介議員の主なる質疑を申し上げます。

質疑、この請願は増税の中止を求めるとなっているが、説明の趣旨は増税を反対するという意見が入っていると思います。半年程度の経済状況で判断するのは乱暴ではないかという意見と経済状況が増税に当たらないということですか。答弁、いろいろな経済資料があつて、10月1日の夕方に安倍総理は判断すると思うのですが、生活実感は依然として下がり続けており、地域からどう声を上げるかが重要だと思います。大規模な反対集会が行われるように、反対の声が大きいということだと思います。

質疑、消費税を上げるのには反対だが、社会保障をどうするのか。どんな手立てがあるのですか。上げる分の3%をどこに求めればよいとお考えですか。答弁、当初は3%は社会保障に使うといていたが、新聞報道によると今は景気対策に使うといています。経済を成長させるためには内需をふやさなければいけない、雇用対策や最低賃金を上げるとか、そういう形で国民の所得をふやさないと経済は成長していかないと思います。3%上げると消費は落ち込み逆効果であると思います。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、請願第5号 消費税増税の中止を求める請願は賛成少数で不採択にしました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、この請願に反対者の発言を許します。

○5番（田口幸一君） 今、委員長の報告の中で32ページですが、これは私は本質疑の中で消費税を上げるのには反対だがと、社会保障をどうするのかということで、私もこういう質疑を行いました。社会保障を3%上げて住民の生活は大変だということはわかっておりますけれど、今、我が国は医療とか年金とか介護、そしてまた日本の国が抱える、1,000兆円を超える莫大な借金を抱えております。これは、国民一人ひとりがこの莫大な1,000兆円を超える借金は必ず返していかなければならない。この1,000兆円という国債、これはアメリカとかヨーロッパとかそういう投資家を買っておって、大変なことになっていくと思います。

ですから、元に戻りますけれども、医療・年金、それから介護ですね、これをやっぱり充実していくにはこの消費税、当面の間3%増税というのは必ず必要になってくると。このことによって国がまわっていくと思います。

以上を持って、反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） 次に、賛成者の発言を許します。

○23番（里山和子君） 請願第5号 消費税増税の中止を求める請願について、賛成討論をいたします。

消費税の増税の中止をさせることが国民多数の声であるということで、7割から8割の国民が反対しているんですけども、昨日10月1日の夕刻、安倍総理は来年4月から消費税を3%増税し8%にすることを表明いたしました。国の国債残高が1,000兆円にものぼり、社会保障財源が年々ふえており社会保障をよくするためだといっているんですけども、社会保障の中身はどうでしょうか。

65歳以上の方々の年金は年々下がっているんですけども、またこの10月からも下がります。70歳から75歳の方々の医療費は2割にしようというような計画もありますし、70歳を超えると1割にというのがこれまでだったんですけども、これを2割にとかしようという計画もあります。

また、介護保険料は3年毎に年々上がっておりますけれども、要支援1・2の方々は介護保険から外そうという計画もありますし、要介護1・2の方々は特別養護老人ホームなどに入れないと。入っている人を追い出すということはないというような、この間、福祉部の答弁が委員会であったんですけども、そこは私もはっきりまだ確認はしていないんですが、これから入る人は入れないようにしようという計画が社会保障推進会議で議論をされたりしているところです。

一方、今回も復興法人増税というのがありますがけれども、私たちも所得税とか住民税がこれを、震災の影響で増税になっているんですけども、この法人税だけを1年前倒しで約9,000億円ですか、これを廃止しようというふうになっておりまして、これは12月に決定するんですけども、消費税が導入されて丸24年になるんですけども、法人税は減税をされ続けておりまして内部留保は実に260兆円にものぼって貯め込まれております。法人・大企業はこのように260兆円も内部留保金として利益を貯め込んでいます。この内部留保は経済成長にはほとんど寄与しておりません。今回の法人税の減税で給与が上がる保障は、私はないと思います。麻生総理は、私が社長だったら給与は上げないだろうと公言しております。

社会保障は国民全体で支えることがどうしても必要な課題ですが、その際の税金のあり方・納め方は消費税という弱いものいじめの税金ではなくて、負担能力に応じた負担という累進課税が憲法上の原則であります。現在、輸入物価の値上がり、小麦粉とかガソリンとか上がっていますよね。そういうものの値上がりとか、それとか公共料金の電気料とかガス代とか上げようとしておりますが、これらがもう既に家計を圧迫しておりまして、さらにその上に消費税増税、3%増税になりますと国民生活には大変大きなダメージを与えることになります。

1989年に消費税は導入されたんですけども、1990年時には60兆円近くあった国の税収が1992年ごろから減り始めまして、現在は40兆円台に落ち込んでおりまして、これで国の借金をどんどんこう40兆円とか45兆円、税金よりも多い借金をしないといけなくなったという原因は、この消費税によるこの消費が落ち込んだための税収減というものに、大変この。実際60兆円あったものが40兆円台に減っているわけですから、この国民の年間平均賃金も実際70万円も落ち込んでいるわけです。

要するに消費税を増税しても財政はよくなりません。税収は減ると。経済成長の鍵を握るのはGDP国内総生産の6割を占める個人消費をふやすこと。つまり内需拡大が必要なわけです。これがあってこそ経済が成長して、所得税も法人税もふえるということになるわけです。

今回の3%の増税はますます消費を冷え込ませて国の税収を減らす原因になるということで、この

増税を中止させて、これから10%への増税も計画されておりますので、これらの増税を中止させて、やめさせていくべきだということで、請願に賛成の討論といたします。なお、全国では151の自治体で増税中止の意見書が政府に送られているということですのでご紹介しておきます。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

討論に、請願に反対者の立場から。

○12番（川辺信一君） 請願5号に対する反対討論を行います。

安倍総理は昨日消費税を来年4月1日より8%に引き上げることを正式に表明されました。このことは昨年与野党間で合意されたことですが、ただし決定に際し、ことしの秋ごろに経済指標などを考慮し、最終判断をすることでした。10月1日、きのうですが発表の日銀短観において日本経済が上昇過程にある指標が示されました。アベノミクスの成果が出てきているといえます。

日本は2020年にプライマリーバランスを黒字化することを国際公約としておりますが、その実現のためには日本経済が年平均3%の経済成長を達成する。また、毎年増大する社会保障費の抑制。そして、絶対条件である消費税の増税の予定通りの実施と非常にハードルの高いものですが、3つのうちの1つは実行されます。また、実施に伴い景気の腰折れを避ける対策として5兆円規模の経済対策も実施することです。

政府の経済財政諮問会議は消費税を予定通り実施しなかった場合の懸念を示して、社会保障の財源や財政の持続可能性についての十分な展望を示さなければ政府や国債の信任が損なわれ政策対応が困難になるリスクがあると危惧されています。また、黒田日銀総裁も市場からの信任を損なえば長期金利の上昇で財政が成り立たなくなる可能性があるとして述べております。

欧州各国は20%台の付加価値税で国家運営をしており、消費税については時間をかけて議論されてきました。今は議論の段階ではなく、実行のときです。

私個人としては消費税を社会保障の財源として限定して目的税化すれば納税者の理解は得られると考えております。実際安倍総理もそのような財源として財政運営を行う旨の表現がありました。

以上で反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 賛成の立場から。

○29番（森川和美君） きょうは共産党の議員の方と非常にこれは意見があうようではありますが、私はこの請願に賛成の立場で討論いたします。

安倍総理が自民・民主・公明で約束で法律で決めて、迷いに迷って昨日でしたかね、ついに来年4月1日からの増税を決めたということですが、先ほどの討論の中でも議論が尽くされたという論がありましたけれども、この議論というものは一部の経済の代表の方やら、ほとんど自分の生活に影響が及ばない方だけの意見等を聞かれ、議会でも国会でも思う存分の議論がなされておらないということです。そして、理由の中で経済が上向きが確認するいろいろなデータが出たということで、これ、

決定されたわけですが、その中で財政の再建、あるいは社会保障の拡大がふえていくんだと。そして、上向いている経済をさらに上げていくという、この3つのポイントがあるわけですが、この社会保障の保障費拡大していくのは、これはもう30年、40年前からわかっておったわけですね。それをずっと先送りしてきたわけなんです。それから、経済が上向きを確認して増税するといいいながら、5兆円の経済対策を打つというわけですね。この5兆円というお金が果たして消費税外であるという保障はないわけです。それと、財政再建、これも約1,008兆円に達したというわけですが、これも今まで自民・民主・一部社会党系の政権がありました。全てのこの今までの政権が20年、30年かけて、この財政を悪化してきたわけですね。

そういうことで、しかも国民の6割、7割は景気回復の実感を感じていないわけです。そのところで3%プラスの消費税をすること、恐らく竹下政権時代の二の舞になるのではないかと、ふうに思っておりますし、一番大事なこのきめ細かな軽減税率の部分が玉虫色になっているんですね。確かに世界の諸国からすると消費税率は低い。低いことは日本が一番低いらしいです。ところが、ほかのところはきめ細かい食料品を中心とした軽減税率をきちっと定めているわけです。

そういうところも定めておらずに、一部の都会あるいは企業の業種を景気の上向きを確認したという、公平さに欠けた部分のこの税率改正には反対せざるを得ないということです。そして、これは赤ちゃんからお年寄りまで全てこの商品にかかるわけですから、もう少しそういったものには十分配慮すべきだったというふうに思ひまして、賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。請願第5号 消費税増税の中止を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立少数です。請願第5号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第8、陳情第5号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進に向けての対策委員会「仮称」等設置についてを議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第5号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進に向けての対策委員会「仮称」等設置について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告します。

委員会は、9月25日、26日、30日に全委員出席のもと開会し、はじめに、委員会を協議会に切りかえて、陳情者である佐藤一義氏に出席を求め、陳情の趣旨等を聴取し、その後質疑を行いました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

平成25年3月27日始良市は始良市旅館・ホテル施設誘致促進条例を公布しました。旧サンピアあいらの事業継承を期待した前事業者も事業撤退をしたため、その後始良市内には同規模の施設などがなないため、各方面で不自由な状況下にあります。

このような中で今回公示された条例を起爆剤として早急に条例第1条の目的、旅館・ホテル事業者に対する必要な助成措置等を定め、市内に一定規模以上の多目的なホール及び会議室等を有する旅館・ホテルを誘致することにより、都市機能の充実を図りもって市民の利便に資するとともに、市政の発展に寄与し、雇用機会の拡大を図ることを目的としています。

この条例は必要だからつくったはずです。商工会でもあえて商業部会でもホテル問題を取り組んでいくという決意でこの陳情をお願いしたものであります。

次に、陳情者との主なる質疑を申し上げます。

質疑、対策委員会のメンバーを精査して話をしてください。商工会・行政・議会・市民のほか学識経験者がいらっしゃいますが、人数をどれぐらいにして、いつごろ立ち上げる考えなのか。答弁、今、言われたことがひとつの核になると思います。議会もやる、商工会をどうしていくか。準備設立委員会でもまず一人ひとり出ていただいて、どういうことをやっていくのか。今からの問題になると思います。

以上で質疑を終結しましたが、委員から陳情者の「産・官（議会）・民を含めた対策委員会等の設置に賛同する」との意見が出され、全員賛同いたしました。次に、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第5号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進に向けての対策委員会「仮称」等設置については全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○29番（森川和美君） この陳情第5号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進に向けての対策委員会「仮称」等設置について、この内容についてはもろ手を上げて賛成でございますが、ひとつだけお尋ねしたいのは、この質疑の中でいつ商工会・行政・議会・市民諸々、いつごろ立ち上げる考えなのかという質疑があるんですね。

この陳情者は行政だけに頼っているとなかなか厳しいから議会にまずそのような対策委員会あるいは協議会というんですね、そういうものを立ち上げてくれということなのか。どうもこの組織を立ち上げたら商工会とか行政とか市民とかあらゆる力を団結せないかんわけですが、議会に出されたものとしては、ここらあたりがはっきりしないんですが。そのような議論というのはきちっと確認があったんでしょうかね。

○総務常任委員長（上村 親君） 今の件につきましては審査の対象になっておりますが、ここについては明確に委員会の中でもなっておりません。

今後、この準備委員会をどうするのかということ産・官・民、この3つの団体の中で今後考える必要があるのではないかと。それからもう一つ、陳情者が今までサンピアあいらにこだわってまいりました。この陳情者がゼロからのスタートという、そこに我々も賛同した。その中身が産・官・

民という言葉になってきましたので、今後産・官・民・議会を含めて、執行部を含めて、そして民間を含めてという形になろうかと思えます。

以上で終わります。

○29番（森川和美君） まず、議会にそういった対策委員会をつくって、設置していただいて、それから関係の代表等が加わっていくという対策委員会ということですか。

○総務常任委員長（上村 親君） まずそれが主だろうと思えますけれども、委員会の中としては、今回の陳情者の言うことは、まずそれが、そういう言葉自体が核になるだろうと。

だから、陳情者のほうはどちらかという議会を頼っていらっしゃる。だけど、委員会のほうとしては、その核になるのが今の現状の課題というふうに捉えてもいいんじゃないかという結論に達しました。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。陳情第5号 始良市旅館・ホテル施設誘致促進に向けての対策委員会「仮称」等設置については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第9、陳情第6号 「上名地区むらづくり活性化センター」の増築についてを議題とします。

○議長（玉利道満君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第6号 「上名地区むらづくり活性化センター」の増築について、産業文教常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は、第2回定例会で付託を受け、8月19日、9月25日、10月1日に委員全員出席のもと審査を行いました。

8月19日午前9時から現地調査を実施し、調査終了後本庁舎に帰り第3委員会室において、委員会

を協議会に切りかえて、上名むらづくり委員会委員長玉利勝二氏他関係者4名に出席を求め、慎重に審査いたしました。

陳情の趣旨は、上名地区では市有施設、上名地区むらづくり活性化センターを集落営農組織や農産物直販所「山田川」の活動拠点として利用しており、また上名地区の中心にあることから、選挙投票所、災害時の緊急避難所、各種講習会の会場に利用し、地域コミュニケーションの場として名実ともに地域の拠点となっている。

しかしながら、この施設はJA出張所の再利用であり、現在の地域活動を推進していくためには手狭な状況になっている。中山間地域に居住する住民のコミュニティ活動の場、むらづくり活動の推進、耕作放棄地防止を含む集落営農の推進、安全・安心の確保のための防災拠点としての機能を充実させるために県施設の一部につなぐ形での増築をしていただきたい。

陳情者への質疑の主なものについて申し上げます。

質疑、複合的な施設として使用し、地域の活性化を目標としているということですが、具体的に広くないとできない事業がありますか。答弁、昔農協で農薬倉庫として使用していた場所を利用していますので、20人ぐらいで手狭になってしまい30人以上の会などになると、どうしても上名地区農業振興センターを使用せざるを得ない状況となってしまいます。

質疑、物産の販売は現在週3日開いているということですが、日数をふやす考えはありますか。答弁、日数をふやしたいと考えていますが、上名地区の物産のみで営業を行っているので品物が足りない状況です。今後は生産者をふやしたいと考えています。

質疑、上名地区農業振興センターの機能が活性化センターへ移っているように感じますが、現状はどのようになっていますか。答弁、上名地区農業振興センターもグラウンドゴルフを年200回ぐらい行ったり、加工場も年で約80回使用しています。また、運動会を行ったりもしていますので活用していると思います。

次に、執行部との主な質疑について申し上げます。

質疑、始良市内で類似の場所はあるか。答弁、物産品販売施設と地域の施設と同じになった施設は船津の「船華園」等があります。上名地区活性化センターは市の所有の施設であります。船津は地域の方がJAより借りて維持管理をしています。

質疑、増築の場合、金額はどのぐらいを想定しているか。答弁、希望のあった25m²について耐震対策までした場合、300万円から400万円ほどかかると試算しています。

質疑、集落営農の拠点として使用したいとのことだが、市の認定農業者・集落営農に特化した補助制度があるが、そういったものの対応は難しいのか。答弁、担当のほうで集落営農の拠点ということで検討しましたが、市の施設を市の補助金で整備するのはいかなるものかということです。現在、県へ相談し、県単事業の農業農村活性化推進施設等整備事業の農村づくり対策事業でこの施設の増設について要望を出しています。補助率は3分の1の補助となっています。

9月25日、再度委員会を開催し質疑漏れのないことを確認し、討論に入り、次のような討論がありました。

賛成討論として、上名地区むらづくり活性化センターは地域の総合的な複合施設として活用されており、現地調査をしたところ現在の地域活動をしていくためには手狭であり、増築が必要であると思う。また、さらなる地域の活性化に向け、農産物直販所「山田川」の運営の充実と農村振興センター活用を検討されることを申し述べ、賛成とします。

先般、執行部へ意見を聞きましたところ、つくる方向で答弁がありましたので市民サイドに立って賛成することに異議はありません。上名地区の今後の活性化につながり、地域のコミュニティの場として大いに活用されるだろうという点から賛成いたします、との討論がありました。

討論を終了し、採決の結果、陳情第6号「上名地区むらづくり活性化センター」の増築については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、この陳情に反対者の意見を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 次に、賛成者の発言を許します。

○20番（谷口義文君） 議長から指名をいただきましたので。

陳情第6号「上名地区むらづくり活性化センター」の増築について、賛成の立場で討論いたします。

過疎化・高齢化が進む上名地区において地域住民が集う唯一の重要な施設拠点であり、今後も高齢者福祉の面においても、また地域コミュニティの場としてもなくてはならない貴重な施設として活用されるという点からも今回の増築を賛成の立場で討論いたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

○24番（堀 広子君） 陳情第6号に、賛成の立場で討論を行います。

この施設は市の財産で上名地区むらづくり委員会がむらづくりの活性化として使用しているものでございます。地域では10年も前からむらづくり活動として農産物直売所「山田川」の運営をされております。最近では「あいらびゅー号」も立ち寄り、消費者に農業農村の情報発信としての役割も果たしておられます。また、選挙の投票所、災害時の避難場所、講習会の会場、会合等地域の総合的な複合施設として活用されております。近年、集落営農組織による共同作業や東日本大震災地への支援米の栽培など活動の場が広がっております。

このような状況を踏まえ、これからの地域活動推進を充実していくには、とても手狭であり増築が必要だと思います。増築は現施設の北側に25.5m²をつなぐ形になるようでございます。

最後に、地域のさらなる活性化に向け農産物直売所「山田川」と農村振興センターの運営の充実と活用を創意工夫されることを期待いたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。陳情第6号 「上名地区むらづくり活性化センター」の増築については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第10、陳情第7号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼動を認めない決議」の採択を求める陳情書を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第7号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼動を認めない決議」の採択を求める陳情書について、総務常任委員会における審査の経過と結果について報告します。

委員会は、9月25日、26日、30日に全委員出席のもと開会しました。

はじめに、委員会を協議会に切りかえて、陳情者である野呂正和氏に出席を求め、陳情の趣旨等を聴取し、その後質疑を行いました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

川内原発1・2号機ですが、全国でトップバッターの存在で規制庁が調べていますが、安全神話は完全に崩れたと認識しなければいけないと感じています。ひとたび事故が発生した場合は、風向きによっては始良市も30kmのUPZの範囲に入っており、大きな被害を受けることになります。県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は以下の県民の安全確保上重要な問題が解決するまでは、拙速な川内原発1・2号機の再稼動は認めない立場で、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

(1) 原発周辺の活断層の存在を全て解明すること。
(2) 火山災害に対する安全性の根拠を明らかにすること。
(3) 安全確認を最優先するため、6か月という枠にこだわらず審査するよう原子力規制委員会に要請すること。

(4) 地震・火山問題について鹿児島県独自の専門委員会を設置すること。

(5) 地震・火山問題について公開の場で検討会を実施すること。

(6) 実効的な避難計画も策定されていない状況での拙速な原発再稼動には反対すること。

特に避難計画は不十分でお年よりや病人・障がい者へのサポートが計画されておらず、再稼動を認めない旨、鹿児島県知事に陳情していただきたいと思えます。

次に、陳情者に同席の向原氏より補足説明がありました。

福島原発の爆発後、全ての放射能の基準が緩和されました。特に飲料水の基準が10Bqから300Bqに緩和されました。3月21日に東京で210Bqが検出されましたが、基準を緩めていなかったら東京で

は水が飲めないという大変な事態になったのです。アメリカでは0.1Bqなので日本人はアメリカ人より3,000倍の水を飲んでいることになります。また、居住制限が1 mSvから20mSvに緩和されましたが、それでも15万人の避難者がいます。

国の地震調査委員会は日本のどこでも地震は起こり得るといっています。地震調査委員会が市来断層帯と甕断層帯を発表しました。

それをもとに西日本新聞では九電断層評価を酷評したと掲載しています。九電のこれまでの評価と地震調査委員会の新たな評価を比較しますと、断層の長さが倍ぐらい伸びています。九電が再稼働の申請を昔の評価で出したのですが、差し戻して地震調査委員会の新たな評価をもとに申請をし直すよう指導されています。

県民の立場に立って評価することが必要であり、市民が納得できるまで絶対に認めないという立場で臨んでいただきたいと思います。

以上のことから、県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議案を添えて陳情いたします。

次に、陳情者との主なる質疑を申し上げます。

質疑、全国に原発が54基あるが、全て廃止になった場合の代替エネルギーが示されていない。原発は代替エネルギーが確保されるまでは1号機だけでも稼働させる必要があると考えるが代替エネルギーは何を考えておられるか。答弁、国が政策で再生エネルギー、自然エネルギーを進めるのだという方針を明確にすれば進んでいくものと考えています。原発の全くない沖縄電力と比較しても価格でも数%しか変わりません。電力会社も原発をやめることでコストを下げる可以考虑。昨年、太陽光発電の買取を設けたところ、500万kW、原発5基分の電気が太陽光で発電されましたので、政策誘導でできると考えます。

質疑、再稼働をとめるということと、拙速な再稼働を認めないというのは少し違うのではないのか。答弁、どれだけ規制庁が安全性を担保しながら再稼働しようとしているのか、全て問題をクリアしていないので拙速といっているところです。どんな自然災害が起こっても福島のような問題は起こらないのだということで、県民の合意が得られれば再稼働は可能になると思われます。

質疑、県独自の専門委員会の設置は人材がいるのか。規制委員会のほうが詳しいと思うが、この委員会の設置の考えがどのようなことか。答弁、さまざまな方々が知事にお願ひに行くなど、いろいろな活動がされています。専門委員会ですが、規制委員会の方々と県民の我々が話をする機会はなく、膝をつき合わせて専門家と協議する場を設けることを目的としています。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第7号「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書については、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、この陳情に反対者の意見を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 次に、反対者の発言を許します。

○12番（川辺信一君） 私は原発が稼働しないことのデメリットがないがしろにされているとの立場で、反対討論をします。

そもそも川内原発が停止しているのは、川内原発が事故を起こしたとか運営上の問題があったなどの自己責任により停止されているわけではなく、福島原発の事故により時の民主党政権の判断により再稼働ができなくなったわけですが、九電の側に立ったら九電も被害者的な立場にあるといえます。九電は平成24年度決算において3,300億円以上の損失を出しており、また日本全体では原発停止による1年間で3兆8,000億円もの富の損失が生じております。

確かに原発反対派が唱える安全や命を最優先することは大事なことでありますが、現実の社会は完全なものは存在しません。

九電の再稼働に際しては、新しい安全基準により原子力規制委員会が安全審査を行い判断することになります。

災害の危険のないところは日本全国どこにもありません。いつ・どこで・どの程度の規模の災害が発生するのか予測が難しい、万一、大地震や大津波が発生したら原子炉をとめ、冷却を続ける対策をとったら事故の発生を防ぎ、現実的な実効性のある対策になります。

日本の原子力発電の技術は世界的にみても高いレベルにあるといわれております。それらの強みを生かし、新興国の電力需要に応えることができる。そして、このことは国際間の競争により受注が決まるわけですが、日本の原発も現実に稼働状態にあることが望まれます。そして、このことは原子力技術者の確保や育成という点でも必要です。

最後に、薩摩川内市の経済活力が失われて、地元としても早期稼働を求めています。このことも尊重すべきであると考えます。

以上で反対討論とします。

○議長（玉利道満君） 次に、賛成者の発言を許します。

○19番（神村次郎君） 賛成の立場で討論します。

県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議に、賛成の立場で討論します。

福島第一原子力発電所の事故から2年半が過ぎようとしています。原子炉内への立ち入りが困難な中で事故原因はいまだに解明されず、使用済み核燃料プールの安全性への不安やたまり続ける原発敷地内の汚染水問題など、原発事故は収束されていません。除染によって発生をした汚染物の処分もほとんど進まず、今なお5万5,000人を越す人が、福島県民が県外に避難を強いられています。

健康に不安を抱くのは心の問題だとすりかえられて宣伝をする向きもあります。子どもたちの健康が現地では危惧をされているところです。

現在の現地の浪江町での話ですが、町民の半数以上が精神的賠償の増額を求めて紛争解決の手続きを申し立てをしています。浪江町の町長は町民の燃えたぎるような怒り・悲しみ・悔しさのあらわれだ

と述べた報道がされています。現地の状況はいまだに悲惨な状況が続いています。

このような中で、九州電力は7月8日、川内原発1・2号機の再稼働へ向けた安全審査を原子力規制委員会に申請をしました。現在、川内原発周辺の活断層、活火山災害に対する問題が指摘をされています。原子力規制委員会によると、原発が原発から半径160km以内の活火山を対象としたことをいっているようであります。活火山については堆積物の調査から川内原発が立地する地域には火砕流による影響が及んだと推定をされています。東京大学の火山地質学の中田教授は、このように述べています。「カルデラ噴火の危険性があるところは、原子力発電所は新たににつくらないほうがいいであろう。鹿児島は少なくとも新規立地には向いていない。発電所に保管されている使用済み核燃料の行き場も今は決まっておらず、運転停止後に噴火の影響を受ける可能性もないとは言い切れない」と言っています。また、活断層の影響について原子力規制委員会は、九電が提出した評価について、先ほども説明の中でございましたが、国が評価した長さより短い、見直しを指示をしています。

始良市を含む原発立地周辺5市町村では、昨年12月27日に原子力発電所に係る原子力防災に関する協定、いわゆる安全協定を結んでいます。このことに対してもどのように説明をするのでしょうか。県内の地方紙が県民の意識調査をしています。その結果によると、1・2号機の再稼働に反対をする人が約6割あります。再稼働に反対する理由として安全性に疑問があると答えた人が一番多かったようです。

今後の原発政策について聞いていますが、再生可能エネルギーの普及状況を見極めながら今後の判断をすべきだ。このように回答した人が73%に及んでいます。

電力会社は電力の安定供給のために原発の再稼働は一刻も早く必要だと主張していますが、原発が再稼働していなくても電気は十分足りることが昨年も、ことしの夏もご存じのとおり電力事情で明らかになっています。電力会社が電力供給の必要性からと主張していますが、電力供給の必要性からではなく、経営上の必要性から再稼働を急いでいる点に問題の本質があります。

原子力規制委員会には電力会社の経営や地元の状況などへの配慮を廃し、科学的な見地から徹底的に安全側に立って厳格に判断をされるよう望みたいところでもあります。

原発に絶対の安全はありません。地震大国日本においてはなおさらであります。豊かな自然と安全な生活環境を守っていくべきであります。太陽光・風力・水力・地熱発電・燃料電池など再生可能な自然エネルギー社会の実現に取り組むことが今こそ必要であります。

当面、陳情にありますように、活火山災害の問題が県民の理解と安全が担保されるまでは川内原発1・2号機の拙速な再稼働を認めるべきではありません。

以上、賛成討論とします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。陳情第7号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号

機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。

(午後2時47分休憩)

○議長(玉利道満君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時57分開議)

○議長(玉利道満君) お諮りします。市長より議案第87号 平成25年度始良市一般会計補正予算(第8号)が、産業文教常任委員長より発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため、2014年度政府予算にかかる意見書(案)が、総務常任委員長より発議第6号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議(案)が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) 異議なしと認めます。議案第87号、発議第5号、発議第6号の3案件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定しました。

○議長(玉利道満君) 追加日程第1、議案第87号 平成25年度始良市一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

○議長(玉利道満君) 提案理由の説明を求めます。

○市長(笹山義弘君) 登壇

議案第87号 平成25年度始良市一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

9月に入り、前線や台風による影響により、全国広い範囲で大雨となり、過去に経験したことのないような大雨で、特別警報が発表された地域もありました。本市におきましても、大雨、洪水等の警報や土砂災害警戒情報が発令され、市内各地域で局地的な大雨が降りました。

今回の補正は、この集中豪雨により相次いで発生した災害の復旧に必要な経費などを計上いたしました。まず第1条 歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の主な補正内容を申し上げます。

お手元の予算書、11ページの災害復旧費関係について申し上げます。現年耕地災害復旧費1億920万1,000円、現年林道災害復旧費474万円及び12ページの現年土木災害復旧費5億1,410万円の追加は、集中豪雨により発生した農地及び農業用施設、林道並びに市道などの公共土木施設における災害復旧作業を行うための委託料及び工事請負費が主なものであります。

次に、13ページの予備費について申し上げます。予備費は当初予算に2,000万円を計上し、現在までに重富小学校校舎の緊急修繕経費に500万円、耕地災害及び土木災害の緊急復旧経費に1,400万円を充用し、残りの充用可能額が100万円となっております。そこで、今後の年度途中における不測の事

態に対応するために、1,000万円を追加するものであります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、これらの補正総額は6億3,804万1,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は283億46万9,000円となります。

この財源といたしましては、6ページから10ページまでに掲げてありますように、国庫支出金3億1,455万7,000円、県支出金4,784万9,000円、前年度繰越金9,580万4,000円、市債1億7,840万円などで対処いたしました。

次に、第2条、3ページの地方債補正について申し上げます。地方債補正につきましては、災害復旧事業の追加に伴い、限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） 今、市長の議案第87号について、詳しい内容が元よく説明をされました。それで、ここに前もってこの災害に遭った耕地課の資料、それから林務水産課の出されました詳細な資料、それから土木課、この3つを勉強してきましたので、この予算書に基づきまして質疑を行います。

まず、1ページですけど——まず——6ページですね。6ページのこの耕地災害復旧事業分担金143万1,000円、これは先ほどの委員長報告にはありましたが、受益者負担が20%というようなのがありましたが、これはやっぱりこのようなものか、この受益者、この分担金の143万1,000円はその受益者というものが、受益者なんですかね、受益者が何人で——何人か、また補足することがあれば説明を求めます。

次に9ページですけど、まあほとんどが国県支出金になっておりますけども、一般財源がこの9ページ、前年度繰越金9,580万4,000円、これは留保額はいくらになるのか。

それから、10ページですね、10ページ、災害復旧債現年耕地災害復旧事業で2,140万円、現年土木施設災害復旧事業で1億5,700万円というのが掲げてありますが、これは一番最後のページですね、16ページ、普通債のところ（4）で農林水産、農林水産、それから7の土木というところで、当該年度末現在見込み額という、ここに入ってくると思うのか、入っていないのか、トータルで333億6,600——333億3,663万1,000円になるが、10ページのこの災害復旧債1億7,840万円はこれに、この最後のこのページに加算されているのか、そこを説明をお願いします。

後に質疑者、多くの方が質疑されると思いますので、11ページですね、11ページのこの時間外勤務手当68万円、国県支出金ちゅうのがありますが、何人が何時間勤務するのか。そして普通旅費9万3,000円はどこに出張されるのか。

それからそのページの委託料ですね、災害復旧委託料、委託先はどこになるのか。それから工事請負費で7,522万1,000円、工事内容はどのようになるのか。示されたこの資料で場所は書いてありますけど、どこというのがこの資料と一致しませんので、私の頭では、そこを説明してください、場所はどこになるのか、工事内容はどのようになるのか、委託先は、市単災害復旧委託料450万円は委託先はどこか、ここも24万円時間外勤務手当があります。何人が何時間勤務するのか。

あと、8ページ、12ページです。時間外勤務手当70万円計上されておりますが、何人が何時間勤務するのか、普通旅費20万円補正です。どこに何人が出張するのか。それから災害復旧委託料、委託先

はどこになるのか、これは何か所になりますか。

それから、一番最後、これは金額が大きいです。工事請負費災害復旧工事4億7,420万円、これは工事の内容はどのようになるのか。これは現年土木災害復旧費となっておりますが、私は去る9月28日に高牧の崩れた現場に行ってみました。そしてあそこの自治会長さん、その息子さん、もう1人、3人と会いました。これは相当な工事の内容、工法はどういう工法を採用したらいいのかわちゅうこと。それでお尋ねをします。工事の内容はどのようになるのか、これはいっぺんに書いてありますから、ここに細かくは土木、林務水産課、耕地課というふうに書いてありますが、高牧の地すべりですね、道路決壊はどのようになるのか。また工事発注された市内業者に工事発注をするというのが今までの大方のあれがそのようになっておりますが、大変な工事になると思いますが、市内業者だけで対応できるのか。

1回目は以上です。

○建設部長（蔵町芳郎君） 土木関係の災害についてお答えいたします。

私のほうからは、最後の質問の、山腹崩壊の資料、城瀬福ヶ野線の災害の復旧方法、それと発注関係について、お答えいたします。

この復旧方法については、先般9月の24日、25日、国交省のほうに事前協議に行っていました。崩壊部分については山腹崩壊、道路より上の部分ですが、一番、山頂と申しますか、そこが、上部が幅が10m、それで下部のほうが25mの山腹でまあ、直高が180mほどの山腹崩壊が生じております。この部分については、始良市の協議の中で、始良市有の始良の山でございまして、要害が伴わないということもありまして、ここは高さが180mございまして、180mの中の地質の相違がございまして。

事前協議ではのり面のモルタルの吹きつけ、それと鉄筋を入れた高繊維質の吹きつけ、それと道路に近い部分は厚層基材、それと道路部分の擁壁とめのところについては吹きつけのり枠を中詰めぐり石というような工法で、道路よりの、上ののり面の復旧工について検討してきております。数字的なものはまだ今後の話でございまして、山腹崩壊ののり面についてはそのような復旧を行う予定でございまして。

それと、道路肩下約60mぐらいその山腹崩壊の土砂で流出しておりますが、そこについては通常はブロック積みとかあるんですが、高さが高い関係で井桁、鬼火焚き等で竹を下のほう、基礎で縦横にこう組んでいきますね、そういうコンクリートの2次製品の井桁の桁がございまして。それを組み合わせた形で、路肩部分の復旧に入るというような打ち合わせをしてきております。

それと、発注は市内の業者かということですが、のり面部分の、今後、その復旧については、2か所、横からのボーリング調査を行いまして、詳細な工法がつくわけですが、やはり道路肩の井桁については、経験的に市内の業者もやっております、もうこの程度は。のり面の復旧の中身については特殊性がございまして、そこについては検討させて、今後の、分けて発注するとかいう話ではございませんが、今のところ。そういうことで、市内の業者で今、私の今までの経験からすると、対応ができるのではないかというふうに考えております。

この山腹崩壊の件については以上でございまして、あと、予算費目的な説明については、次長のほうで答弁いたします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） それでは、まず土木課の関係のご答弁を申し上げます。

まず、時間外ですが、職員3名分で1人当たり大体100時間ぐらいになります。

それと、旅費についてですが、先ほども部長申しましたように、国土交通省のほうに、東京、国土交通省のほうに出向いて、設計の協議などを行いますので、その旅費でございます。

それから、委託料の委託先でございます。委託料の、設計、測量設計の業務委託につきましては、全部で16か所の災害箇所ございまして、そのうちの6か所程度を業者のほうに委託をしまして設計をする予定でございます。

それと、白浜地区のJR線沿いの雑石積みがちよっと崩壊寸前になっておりまして、これが崩壊しますとちよっと列車をとめたりということが発生いたしますので、そこをJRに委託をしてブロック積みの工事を行います。

それから——それだけです。

以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） 現年の耕地災害復旧費並びに林道災害復旧費の数値の内訳につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○農林水産部耕地課長（増田 明君） 耕地課の増田です。よろしくお願いします。

ご質問が5項目ございました。お答えいたします。

まず、分担金でございます。143万1,000円、まあ20%ということで。これにつきましては、20%が基本ということでございますので、現在のところ、基本の20%で計上させていただいております。また、この後、工事終わりました後、増工並びにまた場合によっては激甚等の指定を受けますと、補助額の割増が入ってくるということになります。

続きまして、時間外でございます。68万円、これは11人分の30時間でございます。蒲生7名、加治木2名、始良2名、合計11人でございます。

旅費につきましては、9万3,000円でございます。旅費につきましては、先ほど申しました増工の手続き、これで熊本のほうに4名で1回、それと今回の災害で加治木の栗脇橋、辺川地区になるんですが、橋が流失いたしまして、これに伴います災害の事前協議ということで熊本農政局を3回、計上させていただいております。

委託料につきましては、2,085万円の委託料でございます。これは、件数で60件でございます。市内の業者に委託ということで考えております。

それと、設計につきましては、1,204万円でございますが、これが13件で公共災害に値する分につきましては設計でございます。1,200万のうち約980万円が栗脇橋の設計委託というふうに計上しております。

続きまして最後ですが、工事請負7,522万1,000円でございます。13件でございます。場所につきましては、加治木地区が西別府地区が7件、それから辺川地区が1件、始良地区につきましては木津志、平松、上名それぞれ1件、蒲生につきましては米丸それと北地区ということで、合計13件でございます。

それとすいません、一番最初の分担金のところですが、受益者は12名ございました。

以上です。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

財政課のほうには2点ほど質問をいただきましたので。

まず前年度繰越金にかかる留保額はいくらかということに対しては、ちょうど平成24年度の決算による平成25年度の前年度繰越額は6億8,995万3,000円でございます。そして今回補正後の額、3億8,408万5,000円を差し引きますと、議員お尋ねの繰越金の留保額は3億586万8,000円となっております。

以上でございます。

それから、災害復旧関係の起債の関係でお尋ねだったんですけれども、10ページの補正額ということで、1億7,840万が一応補正額ということを出しておりますけれども、最終頁の16ページのほうはちょうど中ほどのところに区分、左側のほうですね、災害復旧費（1）補助災害というのがあります。そこを見ていただければ、先ほどのお尋ねの当該年度中起債見込み額1億7,840万が起債しておりますので、ここに計上ということをご確認いただければと思います。

以上でございます。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 林務水産課の和田です。よろしくお願ひいたします。

現年林道災害復旧事業での時間外勤務手当は、職員数3名分で1人当たり40時間でございます。それと、委託料につきましては、林道6路線、それと作業路3路線で市内の工事業者に委託をする予定でございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） もう大体、今、各担当者から説明を受けてわかりましたが、今、あの建設部長の答弁で、この土木の工事請負費災害復旧工事、市内の業者に発注はするがと。そしてまた特殊な工法というのが説明があったかと思うんですが、この元請は始良市内の業者にして、特別に始良市内の業者でそういう特別なあれですよ、工法、これはまた特殊工法というのがあるということをお言われましたので、それは下請としてやるのか、あるいは最初からその部分は元請で市外の専門業者にやるのか、どのように考えていらっしゃいますか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

先ほどちょっと申し上げましたが、ボーリング調査の結果で特殊な工法が、先ほど説明したモルタル吹きつけとかのり枠とか、鉄筋入りの吹きつけ工とか、そういう繊維質なのを今、事前協議しておりますが、これについては市内の業者で対応できると考えております。ただし、ボーリング調査の結果で今、工法的に考えてるやつ以外のことになったときは、そのときに判断したいと考えております。

以上です。

○5番（田口幸一君） わかりました。今、きょう、この議案が議決になって、それから入札という運びになるかと思うんですが、今、この工事請負費は4億7,420万円という大きな金額、数字になっておりますが、今から指名委員会を開いてそして入札をし、本契約を結んで、先ほどの説明では答弁では、国土交通省にまた行かなければならないというあれですが、これが25年度内、3月末いっぱい

終わるのか、考えていらっしゃると思うんですが、年度内でこの大きな工事が終わるのか、それともまた一部工事発注をして、業者が仕事を手つけて、あるいはまたその、すまなかったところは繰越明許とか、そういうのも考えられると思うんですが、その辺はいかがですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

復旧のスケジュールについてのお問い合わせで、ご質問でございますが、今現在、被災をしております、工法的に災害査定を受ける準備の段階でございます。災害査定の日程もまだ決まっておりませんが、災害査定を受けて、それが、要するに査定間の結果でございますが、工事料が決まるという形になります。今、補正出してる予算で執行しますと、議員がおっしゃるとおり、工期的には2か年に及ぶものと考えております。災害は基本で3か年内に復旧するということでございますので、現在被災を受けたこの規模は2か年で復旧という形になると考えております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（神村次郎君） 土木の災害について少しお聞きをします。

被災を受けたときに、この全員協議会室からこの城瀬福ヶ野の線ですかね、見えてましたので、始良の議員の人たちから災害を受けたという話を聞いたところですが、まだ災害査定が済んでないということで、詳しくはあまり聞けないとは思っていますが、この山腹崩壊が起きた日のこの、この近くの雨量はどれぐらいなのか。それから被災原因は何なのか。それから用地ですが、山林は市有地ということでしたが、上のほうに写真を見ると原っぱみたいなのが写真が写っていますが、ここは民有地なのか。以上、お聞きをします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 3点ほどご質問だったと思います。

まず、雨量ですが、時間雨量が9月4日3時から4時までの46mm、それと24時間雨量が9月3日から、3日の6時から9月4日の6時までで161mm、最大の連続雨量も同じく161mmでございます。

それから、山腹崩壊の原因でございますが、大量に、まあ集中的にって言いますか雨が降りまして、山腹の地盤が緩んで崩壊し、その下にあります道路を、道路が被災したというふうな形だというふうに推測されます。

それと、上部、一番頂上部の状況ですが、頂上部はちょっとそちらの資料のほうにもありますように、牧草地になっております。

以上でございます。（「民有地か」と呼ぶ者あり）

民有地でございます。

○19番（神村次郎君） 私は被災原因を聞いたかったんですが、湧水箇所がこの山腹の中に、道路の上のほうにありますよね、この湧水なのか。

それから見ると、この上の、草、草地のところ、ここに降った雨が集中的に山腹に流れて行ったのではないかと、そういうふうには私は推測をするんです。そうすると、上のこの水処理をしないと続けてずっと山腹崩壊するんじゃないかと。そういうふうには思うので質問したんですが、どうですかね。

○建設部長（蔵町芳郎君） 先ほどのり面復旧の中で説明がちょっと不足したのですかね、道路より、道路より上の部分は固結シルトと言って堆積物です、今、ご指摘される湧水が出てるのがその箇所でございます。ここについては、のり枠で今、工法を検討してるのは、のり枠のフリーフレームで中詰め栗石で湧水処理をするというような工法で事前協議に行っております。

それと、被災箇所については、今現在被災を受けた起点側がいつの災害かわかりませんが、同じようにその固結シルトの湧水があるところでしょう、まあ推測ですが、崩壊をして復旧をしている箇所がございます。そういう関係で、今回のやつも同じようなその湧水箇所固結シルトの堆積物のところが飽和状態、湧水とともに上からの水も含めでございますが、なって、上ののり面を引っ張っていったというような推測を、この間、県のその方々と最初現地に行ったときに、そういうふうに推測をしているところがございますが、ボーリング結果等でそこら辺の固結シルト等の層の位置も正確になると思いますので、湧水処理については通常ののり枠でやって、中詰め栗石等で処理をしていくという工法を現在考えているところがございます。

以上です。

○19番（神村次郎君） 最後になりますが、上の水処理は必要ないのか、そこ1点お聞きして終わります。

○建設部長（蔵町芳郎君） 上部のその、先ほど牧草地と申し上げましたが、稜線的水の流れとすれば牧草、牧場の水は吉田川のほうの傾斜になっておりますので、その牧草地の水が上のほうに来るということはございませんが、のり面復旧をする段階で頂点部の部分につきましては、のり面に湧水が、雨水、雨水等が来ないような処置は通常ののり面保護工の吹きつけ工でやっておりますので、同等の施工方法で水処理をしたいと、する方法でございます。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○29番（森川和美君） 時間が大分進んでおりますが、お許しをいただいて、質疑、討論、採決ということでございますので、本来ならばこの予算額を質疑せんにやいけんわけですが、災害でありますので中身を少しお尋ねします。

私は松原の西餅田に住んでいるんですが、そんな大きな災害が出た雨だったのかなというふうに今、思っておるんですが、そこでお尋ねするのが、先ほどの答弁の中で、同僚議員の答弁の中で、災害の場合は3年以内に復旧せんないかんということでありましたが、そうしますと、今回の箇所が多くの箇所なんです、早急にこの回復、復旧しなくてはならないところが何か所ぐらいあるのかですね。

それと、この提案の中に、農地及び農業用施設、林道並びに市道等の公共土木施設における災害復旧作業云々の委託料、工事請負と出てるんですが、そのほかにこの人災、あるいは工作物の保障、稲とかもろもろのこの野菜等の補償災害はなかったのかどうだったのかですね。

それと心配されるのが、こんだけの災害箇所であれば、大型事業も今たくさんありますし、いわゆる下請、孫請がさうとうこの現場に入っておるわけなんです、この災害に対応できるのかどうか、

そこらをどのようなふうに見ておられるのか。

それと、過去に災害にあったところが再度災害にあったところが何か所ぐらいあるのか、なければいけない結構なんですけど、お知らせください。

○建設部長（蔵町芳郎君） 先ほど福ヶ野の、市道城瀬福ヶ野線の道路災害復旧工事の件で申し上げましたが、この基本3年というのは、規模が大きいのは3年以内の工期を要して復旧はできるよということで、基本ほかの工事につきましては、単年度で、まあ災害ですので道路災害とか早急に復旧をしないといけないということから、他のものについては今回、予算措置いただいて3月末までは事項繰り越しがない限りは復旧したいと考えております。

以上です。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

下請、孫請等について、市外の業者が入る可能性があるんじゃないかというようなご質問ですが、発注しまして、まずは下請につきましても市内業者ということでお願いをしております。市内の業者さんに当たってどうしても見つけられない場合は、やっぱ市外の業者という形で申請が出てくると思います。そういう場合はやむを得ないと言いますか、工期内にできない分については現在のところそういう状況であれば認めているというのが現状でございます。

以上でございます。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 土木課関係の災害の中で申し上げますと、まず人的災害はなかったかということでございますが、人的災害はございませんでした。

それと、以前災害を受けたところが再度崩壊したところはなかったかというようなご質問だったと思います。それもございませんでした。

以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） 耕地災害、林道の災害でございますが、この災害につきましては本年度で復旧の計画であります。ただし、先ほど課長が申しましたが、加治木の辺川地区の栗脇橋につきましては、橋の再度の設置という、架け替えということになりますので、繰り越しになるかと考えます。

それと、その他の工作物の補償災害、農作物、そういう被害でございますが、特にございませんでした。

それと、再度の災害の箇所はなかったかということでございますが、今回の被災地におきましては再度の災害ではありませんでした。

以上です。

○29番（森川和美君） いや、私が尋ねたのは、この城瀬川上流の山腹崩壊以外に災害箇所が想像以上に多かったが、それに業者が対応ができるかとお尋ねしとるんですよ。今の答弁では、この山腹崩壊に固執したような答弁だったんですが、そこなんです、下請、孫請じゃないよ、それは入ってるから、こういった災害対応ができるかという尋ねなんです。

それと、耕地関係のところ、これ、住吉に2度、3度、災害に遭ったところがあるでしょう。ないですか。あるはず。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

今現在のところ、始良市の発注状況といたしましては、建築のほうが非常に大規模工事も出てまして、建築の技術者につきましては大体人数的に張り付いている状態でありまして、土木については現在のところそこまで件数も出てないので、今のところでは大丈夫だというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） 今回の災害の中で住吉地区というところで、現在のところはこの災害の中では上がってないところです。

○29番（森川和美君） これ、名前を出しますけどね、蒲生の山口さんという方が田んぼの上の土手が今、ブルーシートが張ってあるでしょ、ありますね、そこはもう前年度やって、1回やって、その半年後にまた若干の補修ちゅうんですか、まだ崩れとるでしょう、そこを言ったんですよ。だから、都合の悪いところは言わんっていうのはどうなんですかね、今回の災害にはなって、上がってないのかな。

それと、この山腹崩壊の崩壊したこの土砂の量、これはどれぐらいになるんですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 山腹崩壊の土砂量につきましては、大体5万m³というふうに推測をしております。

それと、先ほどのちょっと名前が出て言われましたが、山口さんの田んぼの件ですが、下は住吉川でございます、確か、そこだと思います。私も昨年、現地を見に行きまして、耕地災害か河川災害かということで山口さんとお話をしております。被災原因といたしましては、上からの田んぼの水の越流というような形で崩壊しております。それで、山口さんのほうには河川のほうの災害にはまだ被災状況がこういう形では公共災害になりませんということで、ブルーシートを、要するに、それ以上壊れないような措置をとるということで山口さんのほうでしていただいております。現場をことしも見ましたが、河川災害のほうでまだ復旧するというような被災状況ではございませんので、今回の災害の箇所には入っておりません。

以上です。

○農林水産部長（安藤政司君） 今のすみません、山口さんの件に関しては、耕地課長のほうが答弁いたします。

○農林水産部耕地課長（増田 明君） 耕地課長の増田です。

山口さんの件につきましては、昨年、業務委託で農道につきまして崩壊がございました。その分につきまして対応したところなんです、ことし同じく、これは農道になるんですが、クラック、まあひびが入りまして、ちょっとのり面が落ちてるとということでブルーシートを職員でとりあえずは

応急処置をしております。それにつきましては、公共災害に該当しないということで、今回、業務委託のほうで、市の単独のほうで補正、通り次第対応したいというふうに考えてるところです。

以上です。

○29番（森川和美君） ありがとうございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○23番（里山和子君） 1点だけお伺いしますけど、この予備費の、13ページの予備費ですけど、2,000万を計上し、現在まで重富小学校校舎の緊急修繕費に500万であるんですけども、結構大きな修繕費なんですけど、今回の災害に関係があるのかどうか、それとこの修繕内容についてお伺いします。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

重富小学校の校舎の東側の司書補が常駐する図書室の屋根の天井のコンクリート破片が落ちてくるということで、現地調査をした結果、そういう状況であって、これがもし崩落してしまうと子どもたちが利用しますので、緊急的な必要性があるということで、夏休みに修繕をするためにはどうしても補正という対応で間に合いませんでしたので、予備費から流用して対応したところです。他の天井については職員が目視で今の段階では問題ないと。そこだけがどうしても、原因はちょっとはっきりとつかめませんでしたけど、そういう状況でしたので、緊急に夏休み期間中に対応したという状況でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○17番（上村 親君） 1、2点ほどお尋ねをいたします。まず、福ヶ野城瀬線ですけども、実際私のほうもすぐ家の上でその朝の6時頃に現場に行きました。すごい現場でした。そうするうちに職員の方2名がすぐ登って来られて、この対応の速さにはびっくりいたしました。本当に感謝をしたいと思えます。

それからまた後日、自治会のほうで説明会も行われまして、危機管理監も含めて対応していただきました。その中で、地域住民の方も安心されているとは思いますが、今後の対応としまして、あの線が結局、今のところ通行不能ということになりますと、福ヶ野自治会というのがございますね、こっちのとにかく道路をしっかりとしていかなければ、ほとんど孤立状態、高牧がそういう状況、発生すると思えます。そのほう、まずしっかりと認識を持って整備をしていただきたいというのが1点。

それから今回の土砂流出で思川のほうに相当数の寄洲ができております。これも今回、災害のほうと一緒に撤去のほうをお願いしたいということです。

それから、今回、加治木振興局のほうから土木を含めて現地の説明会がございましたけれども、その中で今回砂防ダムの堆積物を撤去するということがございました。この取り付け道路を、仮設かなんかわかりませんが、どうするか、これも地元のほうの協力を得なければいけないと思えますので、その方向も含めて地元説明会のほうをできるだけ早く、委託料の結果次第でまた開いていただけたらなというふうに思ってるんですけども。

今後の動向について、中身について、今の現時点でわかっているところがあればお知らせをさせていただきたいと思うんですが。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

3点ほどございましたが、私がちょっと答弁できないところは次長がいたしますが、福ヶ野自治会でございますが、今回のような災害が起きて孤立したわけですが、今回は今この土砂、山腹崩壊した大きな災害と、吉田川から来る箇所も被災して土砂で通れなくなって、4世帯が孤立したわけですが、吉田川については福ヶ野山腹崩壊というような大きな災害ではございませんで、複数日、復旧にはかかったんですが、整備を、復旧をして通れるようになっております。

その箇所についても今回の災害で復旧したり治山のほうで、県の治山のほうで砂防堤をするなど検討を現在して、吉田川の復旧についてはそのように整備をしたいと考えております。

それと、この山腹崩壊による城瀬から思川への寄洲の、要するにこの山腹崩壊による寄洲がまたたまっております。これが先般、議会の中でございましたが、県のほうが寄洲除去を今回する範囲の中に入っておりますので、そこで対応できるのではないかと考えております。

それと、堆積物等の説明会等については次長がいろいろ鹿大の先生やらその砂防ダムの状況を復旧する方法等について詳細に聞いておりますので、次長のほうで答え、答弁してもらいます。

以上です。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 砂防ダムの中の堆積物の除去についてでございますが、砂防ダムの中には、普通は砂防ダムは崩壊した土砂をとめるためのダムでございます。今回、助成の砂防ダムには流木が大量に堆積、堆積って言いますか、たまっている状況でございます。始良伊佐地域振興局ではその除去を早急に行うということで、先日、その仮設道路の設計の委託の発注を行ったというふう聞いております。その成果が上がってから今言われました仮設道路の形とかは決まってくると思いますので、それ以降、また説明会なりその用地のご相談というのはしていくものと思っております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第87号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第8号）は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第87号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第87号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 追加日程第2、発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書（案）を議題とします。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっています、発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書（案）は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、本案は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

産業文教常任委員長、登壇してください。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） 討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。発議第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 追加日程第3、発議第6号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号

機の再稼働を認めない決議（案）を議題とします。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっています発議第6号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議（案）は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、本案は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

総務常任委員長、登壇してください。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） 討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。発議第6号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議（案）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は10月11日午前10時から開きます。

（午後3時57分散会）